

(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 4 年 10 月

株式会社道北エナジー

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	4
別 紙	71

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 4 年 7 月 15 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙等による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 4 年 7 月 15 日（金）付 北海道新聞（朝刊：31 面）
- ・ 令和 4 年 7 月 15 日（金）付 日刊宗谷（朝刊：2 面）

② インターネットによるお知らせ

令和 4 年 7 月 15 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 稚内市のウェブサイト（別紙 2-1 参照）
<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/hozenshoene/soyakyuryo.html>
- ・ 猿払村のウェブサイト（別紙 2-2 参照）
<https://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00003940.html>
- ・ 株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 2-3 参照）
<https://www.eurus-energy.com/assessment/41993/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 6 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 北海道宗谷総合振興局環境生活課
- ・ 稚内市庁舎(3 階エネルギー対策課)
- ・ 稚内市宗谷支所
- ・ 稚内市沼川支所
- ・ 猿払村役場

② 図書館での縦覧

- ・ 稚内市立図書館

③ インターネットの利用による縦覧

- ・ 株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト
<https://www.eurus-energy.com/assessment/41993/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 4 年 7 月 15 日（金）から令和 4 年 8 月 31 日（水）まで
意見書の提出期日（8 月 31 日（水））まで閲覧可能とした。（土・日曜日、祝
日を除く。）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内、稚内市立図書館は休館日を除く午前 10 時から午後 8
時まで（土・日・祝祭日は午前 10 時から午後 6 時まで）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、北海道、稚内市及び猿払村のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 0 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 1,362 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

- ・ 開催日時：令和 4 年 8 月 8 日（月） 19 時 30 分から 21 時 30 分
- ・ 開催場所：曲渕会館（稚内市声問村曲渕 1412-1 近く）
- ・ 来場者数：8 名

【会場②】

- ・ 開催日時：令和 4 年 8 月 9 日（火） 18 時 30 分から 21 時
- ・ 開催場所：稚内総合文化センター（稚内市中央 3-13-23）
- ・ 来場者数：7 名

【会場③】

- ・ 開催日時：令和 4 年 8 月 10 日（水） 18 時から 19 時 30 分
- ・ 開催場所：猿払村役場（宗谷郡猿払村鬼志別西町 172-1）
- ・ 来場者数：13 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 7 月 15 日（金）から令和 4 年 8 月 31 日（水）まで

（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で 11 名の方から意見が提出された。

第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条及び第 19 条に基づく、環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

表 2-1 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見書	事業者の見解
1-1	宗谷丘陵風力水環境の予測結果についての意見 結論 時間 10mm、30mm、45mm 降雨の予測雨量における濁水濃度が、工事前と同様な値で「変化なし」と予測しているが、調査方法、予測手法、データ処理に誤りがあり環境影響評価という体裁を備えていない。 再調査は当然として、予測方法を含めて根本から再検討されるべきである。	水質（水の濁り）に関する調査・予測は、本準備書 P450～456 に記載のとおり、各種マニュアル等に準拠した手法により客観性を確保した上で、適切に実施しているものと認識しております。
1-2	理由（水質調査地点 W20 を例にとる） 1 準備書の降雨時調査として得られたデータは、降雨時の河川の濁水濃度と流量とは言えない。 W20 の調査は 8 月 18 日午前 8 時 37 分の一度だけである。 前々日から前日にかけて合計 40mm の降雨があった後で、8 月 18 日は合計 3mm 程度の降雨しかない。 この降雨が止んだ 4 時間後のデータを、予測降雨時の実測が不可能として、開発前の強雨・豪雨時の河川データとして採用している。 降雨量が河川流量や濁水に反映されるのは、その場所の地形や土壌、植生等の要素が影響し、ただ一度の計測ではその傾向さえも把握することは困難である。 全ての調査地点とは言わないが、調査ポイントを選択して連続測定を行なう等の手段を尽くすべきである。 本準備書のデータは、降雨時の調査を実施したというだけのものに過ぎない。	「発電所に係る環境影響評価の手引（令和 2 年 11 月 経済産業省）」の「第 4 章 3 調査、予測及び評価の手法 5) 風力発電所に係る参考手法 ○ 水質 水の濁り [影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響] 五 調査期間等について ロ 現地調査」において、『調査の期間及び時期は、原則として 1 年間とし、季節毎に 1 回行う。調査時期の設定に当たっては、調査開始時期を水質の変動が少ないことが予想される時期となるよう考慮する。』とされておりますが、本事業では、参考値として当該地域における一定程度のまとまった降雨後の濁水濃度を把握するため、本準備書記載の調査内容となっております。

No.	意見書	事業者の見解
1-3	2 予測手法の誤り 改変区域からのSSと非改変区域からのSS(上記降雨時調査の3mg/Lに集水域の流量をかけたもの)の和を全体の水量で割って濁水濃度を算出している。 これにより、各予測降雨における調査地点の濁水濃度がいずれも3mg/Lで変化なしと予測している。 開発の有無にかかわらず、45mm/h降雨でも、この調査地点では川の濁り是不変という、自然界の常識とかけ離れた論理を展開している。 降雨時における都市の下水道流入量なら予測可能であろうが、実際の自然地形で流量と濁水発生量に関係するパラメーターを一切考量しない方法では科学的な予測とは言えない。 そのためにも実測によるデータが必要とされるが、その努力さえ見られないおざなりな調査と結論である。 沈砂池からの流出水は表面水として森林排水され、非改変区域の雨水は樹冠から地表、腐葉土層に浸透しやがて飽和に達した地点で湧出する。 このようなメカニズムの解明と比較を無視し、単純な混合式で予測すること自体が無意味である。 実際の地形では定量的な予測が困難で実現不可能であれば、事業会社が数多く手がけた丘陵地形風力を事後調査したデータを事例として用いるべきである。 今回の調査は、開発前の降雨と濁水の関係を得る機会であったはずである。 このまま開発が許可された場合、建設後に濁水の影響を指摘しても比較するデータが無く、開発の影響を数値的に判断する手段が無くなるからである。 一般事業特性で水環境の環境項目は工事中の一時的な影響しかないが、建設後の濁水の影響を全く考慮していないことが、作ってしまえばその後は知りませんという杜撰な調査を生んでいる。	本準備書において、水質（水の濁り）に関する予測は、より安全側（環境への負荷が最大となる条件）で影響を把握することを念頭にP739に示すとおり単純混合式を用いて算出しております。なお、沈砂池等の防災設備は、工事期間中を含めて風力発電施設供用後もその効果が損なわれないよう適切に維持管理していく計画です。

No.	意見書	事業者の見解
1-4	3 沈砂池流入水量の誤り 改変区域からの沈砂池への濁水流入量をみると、雨量に流域の流出係数をかけた数値となっている。改変区域は裸地であり、降雨は流域の流出係数に関係なく全量沈砂池に入ると考える。 流出係数は1として算出すべきである。この様なデータの扱いは単なるミスとして訂正すれば事足りる性質のものではなく、調査方法予測方法の雑な扱いを併せ見た時、水環境に関する根本的な研究不足を露呈したものではないかと考える。	改変区域の流出係数は、該当流域で最も高い値を採用しております。 水質（水の濁り）の影響予測は、各種係数を適切に設定の上、定量的に行っております。
1-5	4 不十分、無責任な調査と評価は他の環境項目に影響する 開発による濁水濃度の変化なしという評価は、魚類・底生動物・両生類への影響評価に重大な影響を与えている。 これらの生物は濁水が影響要素となっているので、不十分で、無責任な濁水予測により検討もされないまま終了している。	本準備書では魚類・底生動物・両生類について、「濁水の流入による生息環境の悪化」の観点から、水質（水の濁り）の予測結果も踏まえて、適切に調査・予測・評価を行っております。
1-6	5 その他 雨水と流出水量や流出土砂量の算出が困難であれば、「改変区域と非改変区域の集水域を比較して、豪雨時でも数%の増加に留まり無視出来る」とすれば良いことで、本件準備書の様な無意味な数字や表により科学的な予測を装う事はない。 開発による雨水排水の排出事業者として、調整池と排水溝、沈砂池により雨水を公共水域まで安全に導くという責任を果たせば良いことである。 本事業は丘陵地形であるので、物理的には建設は可能である。	今後の水質（水の濁り）に関する予測評価では、頂いたご意見も参考にしたいと存じます。

(意見書 2)

No.	意見書	事業者の見解
2-1	環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先（株式会社建設環境研究所）の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約しないでください。	ご意見は原文のとおり記載いたしました。
2-2	(1)P1007 コウモリ目の予測が不適切です P1007 重要なコウモリ類の影響予測（コウモリ目 1（20～30kHz））には、「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応がなかったこと、風力発電施設の存在は一部に限定されること、環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時ライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は可能な限り常時点滅とすることから、ブレード・タワー等への接近接触の可能性は低いと予測される。なお、これまで既設風力発電機（宗谷岬ウィンドファーム）においてコウモリ類の死骸は確認されていない。また影響は低いと予測されたが、これらの結果には不確実性が伴うため、バットストライクの影響を把握するための事後調査を実施することとする」とあります。 ところが P469、471、472 の哺乳類調査地点の図をみると、「バットディテクターの踏査ルート」は対象事業実施区域内（赤い実線）の中にはありません。踏査ルートがあるのは「調査範囲の外側」が大半です。この「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応がなかった」というのは、ようするに「バットディテクターにより対象事業実施区域内をまともに調査をしていないから」、「反応がなかった」だけではないのですか？	P469, 471, 472 の調査位置図のとおり、対象事業実施区域内においても夜間の安全が確保できる林道等において、バットディテクターによる調査を実施しております。 また、P415 の専門家のご助言を踏まえて、バットディテクターによる調査は、沢沿いなどの移動経路やコロニーの有無といったコウモリ類の生息環境に留意し、風車の建設が想定される尾根沿いを含めた広範囲を踏査しております。
2-3	(2)P1007 コウモリ目の予測が不適切です（その 2） P1007 重要なコウモリ類の影響予測（コウモリ目 1（20～30kHz））には「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応がなかったこと、風力発電施設の存在は一部に限定されること、環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時ライトアップは実施せず、航空法上	P469, 471, 472 の調査位置図のとおり、対象事業実施区域内においても夜間の安全が確保できる林道等において、バットディテクターによる調査を実施しております。 また、P415 の専門家のご助言を踏まえて、バットディテクターによる調査

No.	意見書	事業者の見解
	必要な航空障害灯は可能な限り常時点滅とすることから、ブレード・タワー等への接近接触の可能性は低いと予測される。なお、これまで既設風力発電機（宗谷岬ウィンドファーム）においてコウモリ類の死骸は確認されていない。また影響は低いと予測されたが、これらの結果には不確実性が伴うため、バットストライクの影響を把握するための事後調査を実施することとする」とあります。 ところがP469、471、472の哺乳類調査地点の図をみると、「バットディテクターの踏査ルート」は対象事業実施区域内（赤い実線）の中にはありません。踏査ルートがあるのは「調査範囲の外側」です。 P837～840の「重要な哺乳類の確認位置図」をみると、「コウモリ目1（20～30kHz）」や「コウモリ目2（30～50kHz）」が調査範囲外で沢山確認されています。 つまり「調査範囲内（対象事業実施区域内）」をほとんど調査していないから、「反応がない」のであって、（調査をした）「調査範囲外」にコウモリがたくさんいるように見せかけているだけです。 調査範囲内をもっと真面目に調査したら、もっと「コウモリの反応」があったはずですよ。あるいは、本当は調査したけど、データを削除した、という可能性も考えられます。 本準備書の予測内容は非科学的で疑惑のかたまりです。準備書撤回して、追加のコウモリ調査をやりなおすべきだと意見します。	は、沢沿いなどの移動経路やコロニーの有無といったコウモリ類の生息環境に留意し、風車の建設が想定される尾根沿いを含めた広範囲を踏査しております。
2-4	(3)P1007 コウモリ目の予測が不適切です(その3) P1007 重要なコウモリ類の影響予測（コウモリ目1（20～30kHz））には「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応がなかったこと、風力発電施設の存在は一部に限定されること、環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時ライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は可能な限り常時点滅とすることから、ブレード・タワー等への接近接触の可能性は低いと予測される。なお、これまで既設風力発電機（宗谷岬ウィンドファーム）においてコウモリ類の	風車の建設が予定される尾根上は通年風衝が強く、ササ草原が卓越し、コウモリ類の生息環境として厳しい条件であること、本事業地と同様の環境に立地する近傍の既存風車の事後調査では、これまでにコウモリ類の死骸が未確認であることを踏まえて調査手法を検討し、専門家にも現地状況を確認して頂いた上で、コウモリ類の周辺分布状況を把握することを目的としたバットディテクターによる調査を採用いた

No.	意見書	事業者の見解
	死骸は確認されていない。また影響は低いと予測されたが、これらの結果には不確実性が伴うため、バットストライクの影響を把握するための事後調査を実施することとする」とあります。 バットディテクターによるコウモリ類調査の期間をみると、 ・「平成 28 年 7 月 6 日から 10 日」、「平成 28 年 8 月 15 日から 19 日」(P463) ・「調査努力量には 2 回*2 班 (2 人/班) *5 日」(P455) ・「日没後 (日没後から 5 時間程度)、調査地域を踏査しバットディテクター (ヘテロダイン方式) を用いたコウモリ類の確認調査を実施した」(P785) とあります。1 年間でたった 10 晩、年間 50 時間しか調査していないということです。7, 8 月の夜間を計算すると 592 時間あるので、たったの 8%に過ぎません。さらに対象事業実施区域内をほとんど踏査していません。(P469、471、472) P374~389 の住民意見には、「風況ポールに設置して長期間のコウモリ調査をしてほしい」という要望が多数あったにもかかわらず、事業者とその委託先 (建設環境研究所) は「バットディテクターによる現地調査結果、対象事業実施区域内における確認例は 4 例のみで、いずれも・・・バットストライクの影響の程度は低いと推測されたことから高高度調査は実施しておりません」とコピー回答しています。 ですが、そもそも本事業者の委託先は対象事業実施区域内をほとんど調査していないから、「平成 28 年の対象事業実施区域内のコウモリの確認例は 4 例」なだけであって、調査をした「調査範囲外」では、たくさんのコウモリが確認されています。 (令和 4 年現在) バットストライクの影響予測をするために、「コウモリ類の長期間の自動録音」はあたりまえの調査手法です。しかし本事業者は「対象事業実施区域内にコウモリがいない」というウソの結果をでっちあげ、それを根拠に追加の録音調査をせずに、デタラメな予測をしている、ということです。呆れた話です。	しました。 本準備書においては、この調査結果を基に、専門家の助言も仰ぎながら適切に予測評価を行い、この結果を踏まえて、事後調査を含めた環境保全措置を検討いたしました。

No.	意見書	事業者の見解
	「予測が不確実」なのは住民にウソをついたからでしょう。ウソをつく事業者は信用できません。住民をだますような事業者の事業は廃止にすべきだと意見します。	
2-5	(4)P1007 コウモリ目の予測が不適切です(その4) P1007 重要なコウモリ類の影響予測 (コウモリ目 1 (20～30kHz)) には「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応がなかったこと、風力発電施設の存在は一部に限定されること、環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時ライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は可能な限り常時点滅とすることから、ブレード・タワー等への接近接触の可能性は低いと予測される。なお、これまで既設風力発電機 (宗谷岬ウィンドファーム) においてコウモリ類の死骸は確認されていない。また影響は低いと予測されたが、これらの結果には不確実性が伴うため、バットストライクの影響を把握するための事後調査を実施することとする」とあります。 なぜ、「風力発電施設の存在は一部に限定されること」によって、「コウモリ類がブレード・タワー等への接近接触の可能性が低くなる」のでしょうか？<u>科学的な根拠を述べてください。</u>	風力発電施設は相互距離を十分確保した上で建設することから、これに伴いコウモリ類の飛翔空間も十分に確保されることや風車のライトアップを実施しないことにより、コウモリ類の餌資源となる昆虫類の誘引を防ぐことで、ブレード、タワーへの接近・接触へのリスクも低くなると考えられるためです。しかしながら、設置箇所が限定されていても接近・接触の可能性は否定できず、この予測結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証する予定です。
2-6	(5)P1007 コウモリ目の予測が不適切です(その5) P1007 重要なコウモリ類の影響予測 (コウモリ目 1 (20～30kHz)) には「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応がなかったこと、風力発電施設の存在は一部に限定されること、環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時ライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は可能な限り常時点滅とすることから、ブレード・タワー等への接近接触の可能性は低いと予測される。なお、これまで既設風力発電機 (宗谷岬ウィンドファーム) においてコウモリ類の死骸は確認されていない。また影響は低いと予測されたが、これらの結果には不確実性が伴うため、バ	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施しております。また、その影響は小さいと予測されましたが、予測結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
	ットストライクの影響を把握するための事後調査を実施することとする」とあります。 事業者（ユーラスエナジー）が「動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時ライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は可能な限り常時点滅とする」としていた他の事業では、大量のバットストライク（国内最大級事故）が発生しました。たくさんのコウモリが死んでますよ?? 「餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時ライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は可能な限り常時点灯とすることから、ブレード・タワー等への接近接触の可能性は低いと予測される。」という、ウソをつくのはいい加減やめてください。 ウソをつく事業者に再エネ賦課金を支払うのは納得できません。 準備書を撤回して、コウモリ調査をやりなおすべきだと意見します。 （参考 ユーラスエナジーさんの事故） ・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」（令和 4(2022)年 2 月，株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。 ・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム [公開版]」（令和 4(2022)年 2 月，株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。 （参考 国内のバットストライク事例） ・45 個体（4 種、1～32 個体）「風力発電施設でのバットストライク問題、2015, 07 までに調べた 6 事業」（平成 29(2017)年，河合久仁子，ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)）。 ・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電	

No.	意見書	事業者の見解
	所設置事業 事後調査報告書」(平成 22(2010)年 6 月, 株式会社ジェイウインド) 福島県. ・ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(平成 30(2018)年, 重 昆達也ほか、東海自然誌 (11)) 静岡県. ・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年 10 月, 株式会社ジェイウインド) 青森県. ・コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成 31(2019)年 4 月, 岩手県) 岩手県. ・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書 (公開版)」(平成 31(2019)年 4 月, 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道. ・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元 (2019)年 12 月, よこはま風力発電株式会社) 青森県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2(2020)年 2 月, コスモエコパワー株式会社) 北海道. ・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書 (第 2 回)」(令和 2(2020)年 4 月, 風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属 (フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2(2020)年 8 月, 東北自然エネルギー株式会社) 秋田県.	

No.	意見書	事業者の見解
	・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」(令和 2(2020)年 10 月, コスモエコパワー株式会社) 岩手県. ・ヒナコウモリ 2 個体「(仮称) 新むつ小川原ウインドファーム事業環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, コスモエコパワー株式会社) 青森県. ・ヒナコウモリ 1 個体「(仮称) 新岩屋ウインドパーク事業環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, コスモエコパワー株式会社) 青森県. ・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 5 月, 合同会社ユーラス大豊風力) 高知県. ・ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書 (公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, 株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県. ・クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 株式会社ジェイウインドせたな) 北海道. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 掛川風力開発株式会社) 静岡県. ・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 宮城県. ・ヒナコウモリ科 1 個体「(仮称) 八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社エムウインズ八竜) 秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 1 月, ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社) 山形県.	

No.	意見書	事業者の見解
	・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」（令和 4(2022)年 2 月，幌延風力発電株式会社）北海道。 ・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書〔公開版〕」（令和 4(2022)年 2 月，株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。 ・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム〔公開版〕」（令和 4(2022)年 2 月，株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。 アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（供用 2 年目の調査結果）」（令和 4(2022)年 6 月，株式会社 A-WINDENERGY）秋田県。	
2-7	(6)P1007 コウモリ目の予測が不適切です(その 5) P1007 重要なコウモリ類の影響予測（コウモリ目 1（20～30kHz））には「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応がなかったこと、風力発電施設の存在は一部に限定されること、環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時ライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は可能な限り常時点滅とすることから、ブレード・タワー等への接近接触の可能性は低いと予測される。なお、これまで既設風力発電機（宗谷岬ウインドファーム）においてコウモリ類の死骸は確認されていない。また影響は低いと予測されたが、これらの結果には不確実性が伴うため、バットストライクの影響を把握するための事後調査を実施することとする」とあります。 「既設風力発電機（宗谷岬ウインドファーム）においてコウモリ類の死骸は確認されていない。」とわざわざ書いていますが、資料 187 の調査実施体制をみ	宗谷岬ウインドファームでは、稼働からこれまでにコウモリ類の死骸は確認されておらず、さらに、P836 のとおり、本準備書のバットディテクターによる調査でも同ウインドファーム周辺での確認が 1 箇所のみであることを踏まえると、コウモリ類の周辺の利用は少ないと考えております。

No.	意見書	事業者の見解
	ると『稼動5年目までは「調査員による月2回+保守点検作業員による月1回」の調査を定期的実施 6年目以降は「保守点検作業員による月1回」の調査を定期的実施』とあります。通常コウモリの死骸はスカベンジャーによって3日程度で消失することが明らかとなっています。 よってこの文章は「<u>調査頻度が月2回程度と少なかった</u>ので、既設風力発電機（宗谷岬ウィンドファーム）においてコウモリ類の死骸は確認されていない。」と修正してください。	
2-8	(7) コウモリ類の保全措置がない 本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」が記載されておりましたが、以下の疑問があるのでお答えください。 1) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのでしょうか。 2) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？ 3) 本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのでしょうか？	採用する風車が確定していない状況であり、正確な仕様が不明のため、現時点でご意見の実施可否については決定していません。
2-9	(8) 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です（文献1）。また、貴社もその低減効果を実証していますよね（文献2、文献3）。よって、死亡事後が発生する前から上記保全措置を必ず実施してください。実施しない場合には、追加的保全措置を実施しなくてもよいと判断した合理的根拠を述べてください。 （文献1）Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	コウモリ類への環境保全措置については、事後調査結果を踏まえて検討したいと存じます。

No.	意見書	事業者の見解
	(文献2)「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県. (文献3)「ユーラス由利高原ウインドファーム [公開版]」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県.	
2-10	(9) コウモリ類の専門家の船越公威さんが執筆された書籍には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）」が記載されています。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されていますので、最新の科学的知見に則り、死亡事故が起こる前に「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施してください。実施しない場合には、『最新の科学的知見にのっとった追加的保全措置を無視し、実施しなくてもよい』という合理的根拠を述べてください。 ・「コウモリ学 適応と進化」(2020年, 船越公威, 東京大学出版会, p229)	コウモリ類への環境保全措置については、事後調査結果を踏まえて検討したいと存じます。
2-11	(10) 他の風力発電事業では妊娠中のコウモリも死んでいます。妊婦の死亡事故が起こってから、保全措置を行っても胎児は助かりませんが、企業としてどのような責任をとるおつもりですか。	事後調査結果も踏まえて、コウモリ類への影響を回避又は極力低減できる環境保全措置を検討したいと存じます。
2-12	(11) 本準備書に「影響の回避・低減」が記載されていますが、環境アセスメントにおける「影響の回避・低減」とは何か、住民には理解できません。環境アセスメントにおける「影響の回避」と「影響の低減」について、定義及び出典を丁寧に述べてください。	環境影響評価法の意義・考え方に照らし合わせると、事業者としては「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更も含め、影響発生要因をなくすること、あるいは保全対象から十分な隔離を確保するなどの対応を図ることと考えています。一方、「影響の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能

No.	意見書	事業者の見解
		な限り小さくするため、事業計画の見直しを含め、対策を検討、適用することと考えています。
2-13	(12)「事後調査」について 国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査は科学的』というのは大嘘で、単なる事業者の『主観・妄想・願望』の羅列ではありませんか。 例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置もせず事後調査を打ち切っています（文献1、文献2、文献3）。 本事業者の事後調査についても、いくつか疑義及び要望があるのでお答えください。 1) 事後調査結果について住民が意見書を出せるようにしてください。 2) 事後調査結果を公正に審査する公的な委員会はありますか？なければ開催してください。 3) 事後調査で事業者側がヒアリングする専門家は事業者の利害関係者（謝金の支払いを含む）ですか？また、その専門家が利害関係者でないこと（付度しない者であること）を証明してください。 4) 仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないというのは本当でしょうか？もし本当ならば、事後調査でコウモリの死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか？ 5) 事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1～2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続けられ	事後調査結果の公表については、報告書にとりまとめて関係機関へ提出するとともに、事業者のホームページへ掲載することとし、調査結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、必要に応じて専門家等の助言や指導を得て、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしております。専門家については、事業者の関係者ではなく、コウモリ類について豊富な知識と経験をお持ちの方にご助言を頂いております。また、事後調査後の追加保全措置の義務・罰則について明確なものはありませんが、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、専門家のご意見も頂きながら、環境影響の程度を鑑みて追加的な保全措置について講じる所存でおります。 フェザリングにつきましては、事後調査結果の状況を踏まえ検討したいと存じます。

No.	意見書	事業者の見解
	ば、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。 6) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性は保証がないので、評価できません。最新の知見を踏まえた保全措置（フェザリング）を、コウモリを殺す前から必ず実施してください。普通種であろうが重要種であろうが、1頭たりともコウモリを殺さないでください。 （文献1）「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30(2018)年，株式会社ジェイウインド，委託先：株式会社ジェイペック）P.327 （文献2）「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」（令和3(2021)年，株式会社ユーラスエナジーホールディングス，委託先：アジア航測株式会社）P.84 （文献3）「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（供用2年目の調査結果）」（令和4(2022)年6月，株式会社A-WINDENERGY，委託先：エヌエス環境株式会社）P.67	

(意見書 3)

No.	意見書	事業者の見解
3-1	■1 意見は要約せずに、すべての意見それぞれに誠実に事業者見解を述べること 本準備書の保全措置ではコウモリ類への深刻な悪影響が予想されることから意見を述べるが、事業者である株式会社道北エナジー並びに委託先である株式会社建設環境研究所の側で本意見書の内容を勝手に要約しないこと。要約されることで、貴社の作為が入る恐れがあることから、「事業者見解」には本意見書の内容を全文公開すること。また、同様の理由から本意見書の意見については、すべての意見について科学的根拠を示しながら、個別に丁寧かつ誠実に回答すること。科学的根拠を持たない「事業者見解」をコピーして繰り返す言い逃れ・ごまかしは認めない。また、本意見書の内容の順序を勝手に並び替えることも認めない。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。また、ご意見それぞれに回答し、順番の並べ替えもいたしません。
3-2	■2 北海道に分布するコウモリ類について整理すること 北海道は面積が非常に広いのに対し、研究者の数が限定されることから、宗谷丘陵のみならず、道北エリアの基本的なコウモリ類のファウナに関する情報が必ずしも十分とは言えない。従い、宗谷丘陵のコウモリ類ファウナを理解するためには、まず北海道に生息する、あるいは記録のあるコウモリ類をすべて整理すること。	北海道に生息するコウモリ類は以下の20種です。 コキクガシラコウモリ <i>Rhinolophus cornutus</i> キクガシラコウモリ <i>Rhinolophus ferrumequinum</i> ヒメホオヒゲコウモリ <i>Myotis ikonnikovi</i> ウスリホオヒゲコウモリ <i>Myotis gracilis</i> カグヤコウモリ <i>Myotis frater</i> モモジロコウモリ <i>Myotis macrodactylus</i> ドーベントンコウモリ <i>Myotis daubentonii</i> ノレンコウモリ <i>Myotis nattereri</i> アブラコウモリ <i>Pipistrellus abramus</i> クロオオアブラコウモリ <i>Hypsugo alaschanicus</i> コヤマコウモリ <i>Nyctalus fuscus</i> ヤマコウモリ <i>Nyctalus aviator</i> ヒメホリカワコウモリ <i>Eptesicus nilssonii</i>

No.	意見書	事業者の見解
		ヒメヒナコウモリ <i>Vespertilio murinus</i> ヒナコウモリ <i>Vespertilio sinensis</i> チチブコウモリ <i>Barbastella leucomelas</i> ウサギコウモリ <i>Plecotus sacrimontis</i> コテングコウモリ <i>Murina ussuriensis</i> テングコウモリ <i>Murina leucogaster</i> オヒキコウモリ <i>Tadarida insignis</i>
3-3	■3 北海道産コウモリ類のうち、風力発電事業におけるハイリスク種を整理すること 意見2（■2）に対して事業者が「事業者見解」に整理したコウモリ類のうち、風力発電事業におけるハイリスク種（ブレードに衝突あるいはバロトラウマに遭う可能性のある種）に該当する可能性のあるコウモリ類の種数、および具体的な種名をすべて整理すること。ハイリスク種の考え方は日本鳥類保護連盟・バードリサーチ（2010）、Rodrigues et al（2015）、佐藤ほか（2022）に従うこと。 ・日本鳥類保護連盟・バードリサーチ（2010）平成21年度渡り 集結地衝突影響分析業務報告書。環境省自然環境局，東京． 62pp. ・Rodrigues, L., L. Bach, M.-J. Dubourg-Savage, B. Karapandža, D. Kovač, T. Kervyn, J. Dekker, A. Kepel, P. Bach, J. Collins, C. Harbusch, K. Park, B. Micevski, and J. Minderman (2015) Guidelines for consideration of bats in wind projects -Revision 2014. EUROBATS Publication Series No. 6 (English version). UNEP/EUROBATS Secretariat, Bonn, Germany. 133 pp. ・佐藤顕義・谷本雅紀・重昆達也（2022）静岡県西部海岸域の風力発電所におけるコウモリ類の死骸調査結果（2018-2020年）. 東海自然誌 15: 27-33.	北海道に生息するコウモリ類 20 種のうち、ハイリスク種は以下の 7 種です。 アブラコウモリ <i>Pipistrellus abramus</i> クロオオアブラコウモリ <i>Hypsugo alaschanicus</i> コヤマコウモリ <i>Nyctalus fuscus</i> ヤマコウモリ <i>Nyctalus aviator</i> ヒメヒナコウモリ <i>Vespertilio murinus</i> ヒナコウモリ <i>Vespertilio sinensis</i> オヒキコウモリ <i>Tadarida insignis</i>

No.	意見書	事業者の見解
3-4	■4 道北に分布する可能性のあるコウモリ類について整理すること 意見2 (■2) で述べたように北海道は面積が広く、対して既存情報は限られており、コウモリ類のファウナ把握は未だ十分とは言えない。そこで、道北地域に分布する可能性のあるコウモリ類についてすべて整理すること。既存情報のあるなしに関わらず、分布する可能性のある種を整理すること。万が一、意見2 (■2) に対して事業者が「事業者見解」に整理したコウモリ類の一覧と異なる場合、道北地域には分布しないとされる種については、分布しないとする理由を<u>科学的根拠を持って説明すること</u>。なお、言うまでもないが、ここでは分布する可能性のある種を問うており、既存情報がないというのは理由にならない。	道北地域に生息するコウモリ類は以下の18種です。 コキクガシラコウモリ <i>Rhinolophus cornutus</i> キクガシラコウモリ <i>Rhinolophus ferrumequinum</i> ヒメホオヒゲコウモリ <i>Myotis ikonnikovi</i> ウスリホオヒゲコウモリ <i>Myotis gracilis</i> カグヤコウモリ <i>Myotis frater</i> モモジロコウモリ <i>Myotis macrodactylus</i> ドーベントンコウモリ <i>Myotis daubentonii</i> アブラコウモリ <i>Pipistrellus abramus</i> クロオオアブラコウモリ <i>Hypsugo alaschanicus</i> ヤマコウモリ <i>Nyctalus aviator</i> ヒメホリカワコウモリ <i>Eptesicus nilssonii</i> ヒメヒナコウモリ <i>Vespertilio murinus</i> ヒナコウモリ <i>Vespertilio sinensis</i> チチブコウモリ <i>Barbastella leucomelas</i> ウサギコウモリ <i>Plecotus sacrimontis</i> コテングコウモリ <i>Murina ussuriensis</i> テングコウモリ <i>Murina leucogaster</i> オヒキコウモリ <i>Tadarida insignis</i> なお、北海道産コウモリ類20種のうち、以下2種については道北地域において生息記録がないため、道北産コウモリ類から除外しております。 ノレンコウモリ <i>Myotis nattereri</i> コヤマコウモリ <i>Nyctalus fuscus</i>

No.	意見書	事業者の見解
3-5	■5 道北産コウモリ類のうち、風力発電事業におけるハイリスク種を整理すること 意見4（■4）に対して事業者が「事業者見解」に整理したコウモリ類のうち、風力発電事業におけるハイリスク種（ブレードに衝突あるいはバロトラウマに遭う可能性のある種）に該当する可能性のあるコウモリ類の種数、および具体的な種名をすべて整理すること。ハイリスク種の考え方は日本鳥類保護連盟・バードリサーチ（2010）、Rodrigues et al（2015）、佐藤ほか（2022）に従うこと。	道北地域に生息するコウモリ類 18 種のうち、ハイリスク種は以下の 6 種です。 アブラコウモリ <i>Pipistrellus abramus</i> クロオオアブラコウモリ <i>Hypsugo alaschanicus</i> ヤマコウモリ <i>Nyctalus aviator</i> ヒメヒナコウモリ <i>Vespertilio murinus</i> ヒナコウモリ <i>Vespertilio sinensis</i> オヒキコウモリ <i>Tadarida insignis</i>
3-6	■6 宗谷丘陵に分布する可能性のあるコウモリ類について整理すること 1 宗谷丘陵においてはコウモリ類の既存情報は非常に少ないと思われるが、近隣風力発電所（計画中也含む）（P59、P60）でのアセス図書・事後調査図書も含め既存情報で得られたコウモリ類の種名および出典をすべて整理すること。	周辺のアセス図書含め宗谷丘陵に分布する可能性のあるコウモリ類は以下の 11 種です。 ヒメホオヒゲコウモリ <i>Myotis ikonnikovi</i> ウスリホオヒゲコウモリ <i>Myotis gracilis</i> カグヤコウモリ <i>Myotis frater</i> ドーベントンコウモリ <i>Myotis daubentonii</i> アブラコウモリ <i>Pipistrellus abramus</i> ヒナコウモリ <i>Vespertilio sinensis</i> チチブコウモリ <i>Barbastella leucomelas</i> ウサギコウモリ <i>Plecotus sacrimontis</i> コテングコウモリ <i>Murina ussuriensis</i> テングコウモリ <i>Murina leucogaster</i> オヒキコウモリ <i>Tadarida insignis</i>

No.	意見書	事業者の見解
3-7	■7 宗谷丘陵に分布する可能性のあるコウモリ類について整理すること 2 宗谷丘陵においてはコウモリ類の既存情報は非常に少ないことから、意見 2 (■2) および意見 4 (■4) に対して事業者が「事業者見解」に整理したコウモリ類の中から、宗谷丘陵 (※対象事業実施区域ではなく、宗谷丘陵が対象) に分布する可能性のあるコウモリ類についてすべて整理すること。既存情報のあるなしに関わらず、分布する可能性のある種を整理すること。万が一、意見 2 (■2) および意見 4 (■4) に対して事業者が「事業者見解」に整理したコウモリ類の一覧と異なる場合、宗谷丘陵には分布しないとされる種については、分布しないとする理由を科学的根拠を持って説明すること。なお、言うまでもないが、ここでは分布する可能性のある種を問うており、既存情報がないというのは理由にならない。	宗谷丘陵の定義をどこに位置付けるかで分布可能性種は変わると思われますが、ここでは海岸崖も含めた各種の生息環境等も踏まえて整理すると、分布可能性のあるコウモリ類は以下の 11 種です。 ヒメホオヒゲコウモリ <i>Myotis ikonnikovi</i> ウスリホオヒゲコウモリ <i>Myotis gracilis</i> カグヤコウモリ <i>Myotis frater</i> ドーベントンコウモリ <i>Myotis daubentonii</i> アブラコウモリ <i>Pipistrellus abramus</i> ヒナコウモリ <i>Vespertilio sinensis</i> チチブコウモリ <i>Barbastella leucomelas</i> ウサギコウモリ <i>Plecotus sacrimontis</i> コテングコウモリ <i>Murina ussuriensis</i> テングコウモリ <i>Murina leucogaster</i> オヒキコウモリ <i>Tadarida insignis</i>
3-8	■8 宗谷丘陵産コウモリ類のうち、風力発電事業におけるハイリスク種を整理すること 意見 7 (■7) に対して事業者が「事業者見解」に整理したコウモリ類のうち、風力発電事業におけるハイリスク種 (ブレードに衝突あるいはバロトラウマに遭う可能性のある種) に該当する可能性のあるコウモリ類の種数、および具体的な種名をすべて整理すること。ハイリスク種の考え方は日本鳥類保護連盟・バードリサーチ (2010)、Rodrigues et al (2015)、佐藤ほか (2022) に従うこと。	宗谷丘陵に生息可能性のあるコウモリ類 11 種のうち、ハイリスク種は以下の 3 種です。 アブラコウモリ <i>Pipistrellus abramus</i> ヒナコウモリ <i>Vespertilio sinensis</i> オヒキコウモリ <i>Tadarida insignis</i>

No.	意見書	事業者の見解
3-9	■9 本事業計画においてはバットストライクは発生しないのか？1 事業者は方法書段階でのコウモリ類への悪影響を懸念する住民意見に対し、「風車が建設される箇所はササ草原が卓越することからバットストライクの影響の程度は低いと推測された」と繰り返し述べている。ならばササ草原におけるコウモリ類の長期間の訪問頻度を調査し、そのデータを示すべきであるが、本準備書ではそれを怠っている。なぜササ草原ではコウモリ類の訪問頻度が低く、バットストライクの影響の程度は低いと考えられるのか、<u>科学的根拠を持って説明すること。</u>	ここでの「ササ草原が卓越」とは、「宗谷丘陵は通年にわたって冷涼な気候でかつ通年風衝も強い」ため、植生遷移も停滞し、ササ草原が卓越」という解釈であり、このような環境条件（年平均気温が 5.6℃、年平均風速が地上 30m で 6.0～6.5m/s、地上 70m で 7.5～8.0m/s）を踏まえると、コウモリ類の生息環境としても厳しく、その訪問頻度も低いと想定され、以上から、バットストライクの影響の程度は低いと考えております。
3-10	■10 本事業計画においてはバットストライクは発生しないのか？2 佐藤ほか（2022）によれば、静岡県内の樹林などほぼ存在しない海浜部であっても、ハイリスク種に該当するコウモリ類 2 種の少なくとも被害が報告されている。草原ではなく、海浜部ですら被害が生じていることが証明された訳だが、なぜササ草原ではコウモリ類の訪問頻度が低く、バットストライクの影響の程度は低いと考えられるのか、<u>科学的根拠を持って説明すること。</u>	ここでの「ササ草原が卓越」とは、「宗谷丘陵は通年にわたって冷涼な気候でかつ通年風衝も強い」ため、植生遷移も停滞し、ササ草原が卓越」という解釈であり、このような環境条件（年平均気温が 5.6℃、年平均風速が地上 30m で 6.0～6.5m/s、地上 70m で 7.5～8.0m/s）を踏まえると、コウモリ類の生息環境としても厳しく、その訪問頻度も低いと想定され、以上から、バットストライクによる影響の程度は低いと考えております。
3-11	■11 本事業計画においてはバットストライクは発生しないのか？3 本準備書にはバットディテクター（ヘテロダイン式）を用いたコウモリ類調査を 2 季合計 10 晩実施したとある。では、ササ草原が卓越するという本対象事業実施区域におけるコウモリ類の訪問頻度（回数）を、北海道におけるコウモリ類の活動期間を対象に、月単位（さらには上旬・中旬・下旬単位）および日単位で示すこと。	弊社が北海道の他事業において実施したバットディテクター調査では、5 月下旬～10 月上旬にエコロケーションコールが確認されており、特に 7 月中下旬にその確認が多い状況です。

No.	意見書	事業者の見解
3-12	■12 バットディテクターの機種および性能を記すこと 本準備書ではコウモリ類の調査にバットディテクター（ヘテロダイン式）を用いたとある。ヘテロダイン式は機種により探知性能が大きくことなることから、使用したバットディテクター（ヘテロダイン式）のメーカー名と機種名を記すこと。また、その探知距離を示すこと（ハイリスク種の多い20kHzでは何m、50kHzでは何mというように）。複数機種を用いているならそれぞれの探知距離を示すこと。	現地において用いたバットディテクターはいずれも「Mini3 Bat Detector」です。探知距離の詳細はメーカー仕様に公開されていないため不明です。
3-13	■13 そのバットディテクター（ヘテロダイン式）は適切なのか？ 本準備書ではコウモリ類の調査にバットディテクター（ヘテロダイン式）を用いたとある。意見12（■12）でその探知距離を問うたが、本事業で導入が予定されている風力発電機のローター（ブレード）の回転範囲は、地上から28～158mまでの高空である。ヘテロダイン式バットディテクターでは探知不能、あるいは特定の周波数帯の音声を出すコウモリ類の探知にはまったく適していないが、なぜヘテロダイン式を用いたのか<u>科学的根拠を持って説明すること</u>。このタイプのバットディテクターを用いた調査計画自体がミスではないのか？	バットディテクター調査ルートは林道が多くを占め、部分的に崩壊等により車両の通行が出来ない箇所も多いため、携行性を重視し、ヘテロダイン方式のバットディテクターである 「Mini3 Bat Detector」を使用いたしました。
3-14	■14 ローター（ブレード）回転範囲のコウモリの探知は本当にできているのか？ 本準備書ではコウモリ類の調査にバットディテクター（ヘテロダイン式）を用いたとある。しかし、ローター（ブレード）の回転範囲の高さ（28～158m）を考えれば、現地調査で確認をしなければならないコウモリ類は高空（高さ28m以上～158mまで）を飛ぶコウモリ類の訪問頻度である。この高さのコウモリ類の訪問頻度が確実に捕らえられているのか、<u>科学的根拠を持って説明すること</u>。性能不足（探知距離不足）のバットディテクターで調査していたということならば、地表面に近い部分、つまり回転するローター（ブレード）が引き起こすバットストライ	地上部からバットディテクターで高空を飛翔する個体の音声を検知することは想定しておりません。周波数帯から飛翔高度が比較的高いグループの生息状況を把握いたしました。

No.	意見書	事業者の見解
	クとは無関係な低空のコウモリを調査していただけであり、完全に調査計画ミスである。	
3-15	■15 なぜ高度別録音調査を実施しなかったのか？1 ローター（ブレード）の回転範囲のコウモリ類の訪問頻度（通過回数）の把握には、長期間録音可能なフルスペクトラム式バットディテクターのマイクを風況観測塔上部に設置し、訪問するコウモリ類の音声を録音することが適しており、もはや国内でもこの方式の調査が主流となっている。しかし、委託先の（株）建設環境研究所は依然としてこの方式での客観的なデータの得られる調査を拒み続けている。 なぜ、ローター（ブレード）回転域におけるコウモリ類の訪問頻度という客観的なデータが得られる手法が国内でもすでに確立しているにも拘わらず、本準備書では高度別録音調査を実施しなかったのか、その理由を<u>科学的根拠を持って説明すること</u>。	高高度調査については、まずはバットディテクターによる現地調査でコウモリ類の周辺分布状況を把握した上で、検討いたしました。その結果、対象事業実施区域内における確認例は3箇所のみで、いずれの確認例も30～50kHzで主に林内から樹冠を飛翔する種であると想定され、風車が建設される箇所はササ草原が卓越し、風衝も強いことからコウモリ類の生息環境としても厳しく、バットストライクの影響の程度は低いと推測されたこと、また、本事業地と同様の環境に立地する近傍の既存風車の事後調査ではこれまでにコウモリ類の死骸が未確認であることから、専門家の助言も踏まえて、本事業においては、高高度調査は実施しておりません。
3-16	■16 なぜ高度別録音調査を実施しなかったのか？2 事業者である（株）道北エナジーに問いたい。なぜ、コウモリ類の高度別録音調査を委託先である（株）建設環境研究所に対して実施するように依頼しなかったのか？ その理由を述べること。	高高度調査については、バットディテクターによる現地調査結果、立地環境条件、近傍の既存風車の事後調査でこれまでにコウモリ類の死骸が未確認であること、また、専門家のご助言も踏まえて、本事業においては実施しておりません。
3-17	■17 なぜ高度別録音調査を実施しなかったのか？3 受託会社である（株）建設環境研究所に問いたい。なぜ、本準備書の作成においては、すでに国内でも主流となっているコウモリ類の高度別録音調査の必要性を事業者の説明しなかったのか？ その理由を述べること。	高高度調査については、バットディテクターによる現地調査結果、立地環境条件、近傍の既存風車の事後調査でこれまでにコウモリ類の死骸が未確認であること、また、専門家のご助言も踏まえて、本事業においては実施しておりません。

No.	意見書	事業者の見解
3-18	■18 なぜ高度別録音調査を実施しなかったのか？4事業者である（株）道北エナジー並びに委託先である（株）建設環境研究所の両方に問いたい。本準備書の作成に当たり、コウモリ類の高度別録音調査を不要と判断したのは、（株）道北エナジーか？ それとも（株）建設環境研究所か？	高高度調査については、バットデテクターによる現地調査結果、立地環境条件、近傍の既存風車の事後調査でこれまでにコウモリ類の死骸が未確認であること、また、専門家のご助言も踏まえて、双方協議の上、実施しておりません。
3-19	■19 既存風車の事後調査の具体的なデータを示すこと1 事業者は方法書段階でのコウモリ類への悪影響を懸念する住民意見に対し、「既存風車の事後調査ではこれまでにコウモリ類の死骸が未確認であることから、（中略）、高度別録音調査（本準備書では高高度調査と表記）は実施していない」と繰り返し述べている。この「既設風車」とは「ユーラス宗谷岬ウインドファーム」とあるが（P1008）、植生がほぼササ草原だけで構成される宗谷岬先端部に近い「既設風車」と、対象事業実施区域内に「植生自然度9」の「エゾマツ・トドマツ類群集」および「トドマツ・ミズナラ群集」を内包する本事業予定地とでは、生息するコウモリ類の種やそれぞれの出現頻度が異なっていると考えの方が自然だ。「ユーラス宗谷岬ウインドファーム」でコウモリ類の死骸が見つからないから、高度別録音調査を実施しないというのはまったく根拠がない憶測でしかない。	対象事業実施区域内で見ると、ユーラス宗谷岬ウインドファームの立地植生とその構成は異なりますが、風力発電機の立地箇所を見ると、通年風衝が強く、平均気温が低い傾向が類似しており、コウモリ類の生息環境に適していないと考えております。
3-20	■20 既存風車の事後調査の具体的なデータを示すこと2 意見19（■19）で問うた「既存風車」ではコウモリ類の死骸が未確認ということだが、ではその「既存風車」（風力発電所）の基数、ナセル高、ローター（ブレード）の最大高、コウモリ類の死骸探索調査の期間・日数・日時、総基数のうち何基の風車を調査したのか、各風力発電機のローター（ブレード）の回転域直下（ローター直径と同じ範囲の地表面）のうち何%がコウモリ類の死骸が探索可能範囲で植生は何か、何%が発見困難範囲で植生は何だったのかをすべて整理して示すこと。このデータが整理されて	ご意見のユーラス宗谷岬ウインドファームに関する事項については以下のとおりです。 ・風力発電機の基数：57基 ・ナセル高：68m ・ローターの最大高：99m ・調査期間：平成17年10月～平成21年11月（調査員により毎月2回、1回当たり全57基対象）、平成17年10月～（保守点検作業員により毎月1回、1回当たり全57基対象） ・タワーを中心に1辺約60m（ロータ

No.	意見書	事業者の見解
	いなければ、「既存風車」と本事業計画とを比較できない。これを整理・提示できないのであれば事業者はまったく根拠を示せない非科学的な「事業者見解」を述べているに過ぎないということになる。	一直径)の正方形を基本範囲とし、この範囲外でも死骸が確認された場合は随時記録 ・57基のうち、47基は周辺が牧草地もしくはチシマザサ群落、10基は周辺が針葉樹植林地もしくはミズナラ群落
3-21	■21 既存風車の事後調査の具体的なデータを示すこと3 意見19(■19)で問うた「既存風車」ではコウモリ類の死骸が未確認ということだが、ではその「既存風車」(風力発電所)では、何基の風車(風力発電機)で、どの期間に、月に何回のコウモリ類の死骸探索調査を実施したのか? 改めてもう1度問う。	調査員による調査として平成17年10月～平成21年11月の期間に毎月2回、保守点検作業員による調査として平成17年10月から継続的に毎月1回実施しております。
3-22	■22 既存風車の事後調査の具体的なデータを示すこと4 本事業計画では38基の風力発電機の建設が予定されているが、「既存風車」でコウモリ類の死骸が未確認なので高度別録音調査は実施しないと判断したのであれば、「既存風車」と「本事業計画で予定されている風車」のスペックや立地条件(標高、地形、植生など)は同条件でなくてはならない。「既存風車」のこれらデータと本事業計画で建設予定の風力発電機のスペックや立地条件が客観的に比較しうるのか、<u>科学的根拠を持って説明すること。</u>	●既存風車の立地条件 ・標高:約40m～約160m ・地形:小起伏丘陵地及び大起伏丘陵地 ・植生:牧草地、チシマザサ群落、ミズナラ群落、針葉樹植林地 ●本事業地の立地条件 ・標高:約110m～約250m ・地形:小起伏丘陵地及び大起伏丘陵地 ・植生:チシマザサ群落、針葉樹植林地、ダケカンバ群落、ミズナラ群落、トドマツミズナラ群落、エゾマツトドマツ群集
3-23	■23 コウモリ類が活動する全期間の日別訪問頻度(通過回数)を示すこと 本準備書にはバットディテクター(ヘテロダイン式)を用いたコウモリ類調査を2季合計10晩実施したとある(つまり10晩しか実施していないと書いてある)。現在、国内の風力発電所建設に伴う多くの環境アセスメント手続きでは、コウモリ類への悪影響を正しく捉え、コウモリ類の全活動期間を通じた高度別録音調査を実施し、そのデータを日別・月別・時間帯別・気温別・天候別・風速別等に整理し、ど	高高度調査については、まずはバットディテクターによる現地調査でコウモリ類の周辺分布状況を把握した上で、検討いたしました。その結果、対象事業実施区域内における確認例は3箇所のみで、いずれの確認例も30～50kHzで主に林内から樹冠を飛翔する種であると想定され、風車が建設される箇所はササ草原が卓越し、風衝も強いことからコウモリ類の生息環境としても厳

No.	意見書	事業者の見解
	の時期に、どの時間帯に、どんな気温の時に、どんな天候の時に、どんな風速の時にコウモリ類がバットストライクに遭うリスクが高まるのかを把握するよう努力をしている。その上で被害がハイリスクになると予想される条件下ではバットストライクの発生を低減できるよう保全措置を検討している。しかし、本準備書にはそういった努力が一切見られず、時代遅れの環境アセスメント手続きと言っている。高度別録音調査を欠いたコウモリ類への影響検討などあり得ない。高度別録音調査をやり直し、まずはコウモリ類が活動する全期間の日別訪問頻度（通過回数）を示すこと。	しく、バットストライクの影響の程度は低いと推測されたこと、また、本事業地と同様の環境に立地する近傍の既存風車の事後調査ではこれまでにコウモリ類の死骸が未確認であることから、専門家の助言も踏まえて、本事業においては、高高度調査は実施していない次第です。
3-24	■24 日別訪問頻度データを示した上で、予測評価、保全措置を見直すこと 評価書に日別訪問頻度のデータを示し、その結果に基づいた正しい予測評価、保全措置を示すこと。	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施していると認識しており、その影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。
3-25	■25 風況観測塔の基数、位置、設置期間を示すこと バットディテクターによるコウモリ類調査が実施されていた平成28年に、本事業で設置していた風況観測塔の基数、風況観測塔の高さ、位置、設置期間を示すこと。	平成28年当時、対象事業実施区域内には風況観測塔が存在しています。その他の事項については、本事業の機密情報に該当するため、回答を控えさせていただきます。
3-26	■26 対象事業実施区域（準備書段階）の自然植生は森林ではないのか？1 事業者は方法書段階でのコウモリ類への悪影響を懸念する住民意見に対し、「風車が建設される箇所はササ草原が卓越することからバットストライクの影響の程度は低いと推測された」と繰り返し述べている。しかし、「図2.2-24 対象事業実施区域案における配置計画（P70）」によれば、見直しで北部を除外したあとの対象事業実施区域の自然植生は「エゾマツ-トドマツ群集」および「トドマツ-ミズナラ群	方法書審査を経て、環境影響を含む様々な観点を複合的に加味し、事業区域の北部を削減したため、方法書段階からの変更が発生しております。 他方で、風力発電機の立地箇所を見ると、通年風衝が強く、植生遷移が停滞している植生構造が優占しており、方法書段階と見解が大きく異なる認識ではございません。

No.	意見書	事業者の見解
	集」の方が卓越している。つまり本事業は森林地帯の中に風力発電所を建設しようとしているのであり、方法初段階での事業者見解はまったくのデタラメであったということだ。なぜ、現実とはまったく異なっている事業者見解を書いたのか理由を述べること。	
3-27	■27 対象事業実施区域（準備書段階）の自然植生は森林ではないのか？2 意見 26（■26）に述べたように、対象事業実施区域の自然環境に対する事業者の認識・見解はまったくのデタラメであることが明らかになったが、事業者見解にある「風車が建設される箇所はササ草原が卓越することからバットストライクの影響の程度は低いと推測された」という見解もまったく科学的根拠がない。対象事業実施区域の多くは森林地帯だが、欧米での先行研究でも、さらにはもはや国内でも森林地帯に建設された風力発電所ではバットストライクの被害が増加することが明らかになっている。本事業も森林地帯に風力発電機を建設予定である以上、間違った認識を改め、<u>バットストライクの影響の程度は高いものとして現地調査、予測、評価、保全措置を見直すこと。</u>	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施していると認識しており、その影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。
3-28	■28 風力発電機のタワーから林縁までの距離を答えること 意見 26（■26）に述べたように対象事業実施区域の多くは森林地帯である。風力発電所建設におけるバットストライクの被害は、風力発電機から森林地帯の林縁までの距離が近いほど深刻になることが知られている。従って、飛翔するコウモリ類への悪影響（バットストライク）を低減するためには、風力発電機を森林地帯林縁から離れた場所に配置する必要がある。本事業で建設が予定されている風力発電機 1～38 号機について発電機タワーから林縁までの距離をそれぞれ答えること。	以下に各号機（発電機タワー）から林縁までの距離を示します。 SK01:24m SK02:26m SK03:21m SK04:21m SK05:20m SK06:23m SK07:47m SK08:26m SK09:21m SK10:21m SK11:26m SK12:21m SK13:22m SK14:27m SK15:52m SK16:23m SK17:24m

No.	意見書	事業者の見解
		SK18:22m SK19:63m SK20:48m SK21:20m SK22:21m SK23:29m SK24:23m SK25:98m SK26:21m SK27:21m SK28:84m SK29:44m SK30:20m SK31:93m SK32:21m SK33:24m SK34:24m SK35:66m SK36:24m SK37:29m SK38:23m
3-29	■29 コウモリ類にとって風力発電機から林縁までの距離はどのくらいが適当か？ コウモリ類相が北海道と極めてよく似ているヨーロッパでは、風力発電所建設がコウモリ類に与える悪影響を低減するために、最低でも風力発電機から林縁まではこのくらいの距離を離すべきだという数値が示され、ヨーロッパ共通のマニュアル化がなされている。その数値（m）を答えること。	ご意見の文献に拠れば林縁から 200m です。
3-30	■30 本事業の風力発電機は林縁まで十分な距離を取っているか？ 意見 28（■28）に対して事業者が示した数値（発電機タワーから林縁までの距離）を、意見 29（■29）で問うた数値（m）に照らし合わせ、コウモリ類に与える影響を低減するのに十分な距離が確保されているのか、風力発電機 1～38 号機までそれぞれ答えること。	風力発電機 38 基のうち、林縁から 100m～50m の範囲に位置するものが 6 基、同様に 50m 以内に位置するものが 32 基であり、このため、事業特性等も踏まえてコウモリ類の調査・予測・評価を行っております。

No.	意見書	事業者の見解
3-31	■31 事業者は国内におけるバットストライク被害の全体像を把握しているのか？ そもそも事業者並びに委託先は、国内におけるバットストライク被害発生の実態を正確に把握しているのか？ 国内でこれまでに報告されているバットストライク事例を、研究報告書、アセスメント手続書、事後調査報告書を問わず、把握しているものをすべて列挙すること。被害種、被害個体数、発生時期（年・月）、発生都道府県、発電所名を示すこと。	国内の風力発電施設におけるバットストライク状況を詳細かつ正確に把握しきれてはおりませんが、下記参考事例等より、コウモリ類のバットストライクが一定数発生している点は存じております。 一方で、本事業における現地調査及び予測評価結果により、コウモリ類への影響については小さいと考えておりますが、予測結果には不確実性を伴うことから事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。 参考：洋上風力発電事業における自然共生策検討調査（平成 27 年度実施）報告書（平成 28 年 8 月北九州市環境局） https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000744497.pdf
3-32	■32 高空を飛翔する個体の音声を感知することは想定していない？ 事業者は方法書段階でのコウモリ類への悪影響を懸念する住民意見に対し、「地上部からバットディテクターで高空を飛翔する個体の音声を感知することは想定しておりません」という回答を繰り返している。これはコウモリ類への被害を未然に防ぐという観点からは論理破綻である。高空を飛翔するコウモリを探知できないバットディテクター（ヘテロダイン式）で 7 月と 8 月に 10 晩の現地調査をし、この結果対象事業実施区域内でのコウモリ類は 4 箇所しか確認されなかったことから、高度別録音調査と捕獲調査は実施しなかったとあるが、なぜそのバットディテクターでは探知不能な高空を飛んでいるコウモリ類がいる可能性があることを検討しないのか？ バットストライクの被害に遭う可能性があるのは、ローター（ブレード）の回転範囲の高さを飛翔するコウモリ類である。上空高くを飛翔しているコウモ	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施していると認識しており、その影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
	リ類がいる可能性があるにも関わらず、それを探知不能なバットディテクターしか用いていないのに、なぜ対象事業実施区域内の高空を飛翔するコウモリ類の訪問頻度が把握できていると考えられるのか、科学的な根拠を持って説明をすること。	
3-33	■33 専門家への意見聴取は、バットストライク問題の専門家に行くこと1 風力発電建設で最も深刻な悪影響を受けるのは飛翔動物であるコウモリ類と鳥類である。この問題に助言できるのは地域のコウモリ類相・鳥類相に詳しいだけの専門家ではなく、バットストライク問題・バードストライク問題の解決方法を研究している専門家でなくてはならない。なぜ、バットストライク問題を研究する専門家に一度も意見聴取を行っていないのか？説明すること。	ヒアリングについては、北海道のコウモリ類について、専門的な知識と経験が豊富であり、研究実績も多い方よりご指導していただいております。
3-34	■34 専門家への意見聴取は、バットストライク問題の専門家に行くこと2 「専門家等への意見聴取の内容」(P415)によれば、平成27年に大学教員A氏（専門分野：哺乳類・爬虫類・両生類）に意見聴取を行っているが、事業者見解によればこの人物は「北海道のコウモリ類について、専門的な知識と経験が豊富であり、研究実績も多い」人物ということらしい。ならば、準備初段階の令和4年の意見聴取もこの人物に対し行えばいいはずだ。大学教員A氏はバットストライク問題を扱える専門家ではなかったということか？	いずれの専門家も北海道のコウモリ類について専門的な知識と経験が豊富であり、研究実績も多い方です。
3-35	■35 専門家への意見聴取は、バットストライク問題の専門家に行くこと3 「専門家等への意見聴取の内容」(P415)によれば、平成27年に大学教員A氏（専門分野：哺乳類・爬虫類・両生類）に意見聴取を行っているが、A氏のバットストライク問題解決に対する見解は「捕獲調査や風況ポールへのバットディテクター設置は、調査のための調査となりかねず不必要と考える」というものであり、バットストライク問題を正しく解決でき	風車の建設が予定される尾根上は通年風衝が強く、ササ草原が卓越し、コウモリ類の生息環境として厳しい条件であると同時に、かすみ網等の設置に適したコウモリ類の通り道となるような林道や河川が殆どない状況であること、さらに本事業地と同様の環境に立地する近傍の既存風車の事後調査ではこれまでにコウモリ類の死骸が未確認

No.	意見書	事業者の見解
	る見識を持ち合わせていないことが読み取れる。事業者はこの大学教員 A 氏の発言内容を根拠に、コウモリ類の捕獲調査と高度別録音調査を本事業の環境アセスメント手続きでは不要なものとしたが、バットストライク問題を正しく解決できる見識を持ち合わせていない人物だったという点で平成 27 年段階での意見聴取の対象者の選定がそもそも誤りだったということだ。その点を認めること。	であることを踏まえ、専門家にも現地状況を確認して頂いた上で調査手法を検討いたしました。 この際、専門家からは「このような条件下で捕獲調査等を実施しても影響予測ができるまでのデータが揃わない可能性もある」、つまり「調査のための調査」になる可能性があるとのこと指摘から、事業者として、まずはコウモリ類の周辺分布状況を把握することを目的としたバットディテクターによる調査を検討・採用いたしました。
3-36	■36 専門家への意見聴取は、バットストライク問題の専門家に行くこと 4 「専門家等への意見聴取の内容」(P421)によれば、令和 4 年に大学准教授 H 氏（専門分野：哺乳類・爬虫類・両生類）に意見聴取を行っているが、対象事業実施区域はササ草原が卓越するという事業者の誤った説明を信じ、また高空飛翔性のコウモリ類を正しく捉えられることのできない調査機材によって得られた結果の不備を指摘できないにも拘わらず、事業者が高度別録音調査を実施しなかったことを「承知」した点でバットストライク問題を正しく解決できる見識を持ち合わせていないことが読み取れる。科学者ならば、そこに野生動植物保全上のリスクが生じるなら、予防的な原則に則り意見を言うべきである。	ヒアリングについては、北海道のコウモリ類について、専門的な知識と経験が豊富であり、研究実績も多い方よりご指導していただいております。
3-37	■37 専門家への意見聴取は、バットストライク問題の専門家に行くこと 5 「専門家等への意見聴取の内容」(P421)によれば、令和 4 年に大学准教授 H 氏（専門分野：哺乳類・爬虫類・両生類）に意見聴取を行っている。H 氏は「建設予定箇所の尾根部では無理であっても、尾根から下がった沢筋河畔等に生息する個体が尾根筋に飛来することもあるので、かすみ網調査の実施を検討して欲しい」という趣旨の発言をしていることは評価できる。しかし、その調査時期を事後調査等の段階	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施していると認識しており、その影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
	と述べている点でバットストライク問題を正しく解決できる見識を持ち合わせていないことが読み取れる。環境アセスメントとは、悪影響（リスク）を事前に予測し、そのリスクの程度に応じて事前に適切な保全措置を実施する手続きに他ならない訳だが、事後調査段階になってから捕獲調査（カスミ網調査）を実施しても遅いのだ。バットストライク問題の専門家ならば、準備書段階までに捕獲調査を実施する必要性を指摘するはずであり、本事業計画で捕獲調査を実施していないのならば意見聴取時にその不備を指摘せねばならない。	
3-38	■38 専門家への意見聴取は、バットストライク問題の専門家に行うこと 6 意見 36（■36）および意見 37（■37）について、現地調査がすでに終了したのちの調査結果だけを見せられて意見聴取を求められた H 氏にはこれしか答えようがなかったのかもしれない。しかし、H 氏の意見は事業者にとって都合のいい発言ばかりが並んでいる。H 氏はほかに発言していないのか？発言内容を事業者が都合良く切り取っているだけではないのか？令和 4 年 5 月 12 日に H 氏に対して行った意見聴取の際のヒアリング議事録を示すこと。	ヒアリング内容は、P421 に記載の内容が全てです。
3-39	■39 専門家への意見聴取は、バットストライク問題の専門家に行うこと 意見 33～38（■33～38）までを踏まえ、評価書段階までにバットストライク問題を正しく解決できる専門家に意見聴取を行い、追加調査（高度別録音調査および捕獲調査）を実施し、予測、評価、保全措置を修正すること。	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施していると認識しており、その影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
3-40	■40 道北だとしても7月は春季ではない P453に現地調査の調査日が整理されているが、このうちバットディテクターによるコウモリ調査は2季（春季・夏季）に実施したとある。しかし、7月は道北だとしても春季ではない。夏季に2回の調査を実施したとする方が正しい。準備書を修正すること。	季節表記につきましては、調査項目ごとに設定しており、冷涼な気候の当該地域は4月末～5月も残雪が多いため、コウモリ類については、残雪がほぼ無くなり、餌となる昆虫類が活動し始める6～7月を春季調査として表記しております。評価書ではご意見を踏まえ、必要に応じて修正したいと存じます。
3-41	■41 探知し得ないバットディテクターで高空に留意とは？ P455に各調査項目の調査方法が整理されているが、このうちバットディテクターによるコウモリ類調査にはヘテロダイン式バットディテクターを用いるとあり、「なお、調査にあたっては、高空を飛翔する種の有無に留意して調査を実施した」と補足されている。しかし、ヘテロダイン式バットディテクターでは高空を飛翔するコウモリは探知し得なく、そのことは事業者見解でも「地上部からバットディテクターで高空を飛翔する個体の音声を感知することは想定していません」と事業者も認めているように、<u>高空を飛翔するコウモリの有無に留意することなど不可能なのだ</u>。なぜ、事業者自ら有効な調査手法ではないと認識している調査方法で、高空を飛翔する種の有無に留意して調査を実施することが可能なのか説明すること。	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、配慮書段階から専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施していると認識しており、事業による影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。
3-42	■42 どうやって高空を飛翔するコウモリ類を把握したのか？ 意見41（■41）に関連するが、結局、本準備書では高空を飛翔するコウモリ類の種や訪問頻度を正確に把握できているのか説明すること。低空を飛ぶコウモリ類をいくら探知しても、高空を飛翔するコウモリ類は捉えられず、リスクの程度を評価することはできない。	高高度調査については、まずはバットディテクターによる現地調査でコウモリ類の周辺分布状況を把握した上で、検討いたしました。その結果、対象事業実施区域内における確認例は3箇所のみで、いずれの確認例も30～50kHzで主に林内から樹冠を飛翔する種であると想定され、風車が建設される箇所はササ草原が卓越し、風衝も強いことからコウモリ類の生息環境としても厳しく、バットストライクの影響の程度

No.	意見書	事業者の見解
		は低いと推測されたこと、また、本事業地と同様の環境に立地する近傍の既存風車の事後調査ではこれまでにコウモリ類の死骸が未確認であることから、専門家の助言も踏まえて、本事業においては、高高度調査は実施していない次第です。
3-43	■43 確認種「コウモリ目 1」にはヤマコウモリも該当する可能性がある P788 に哺乳類確認種一覧が示されているが、ソナグラム解析ができないヘテロダイン式バットディテクターを用いて調査をしている以上、「コウモリ目 1」(20～30kHz)にはヤマコウモリ（環境省レッドリスト：絶滅危惧 II 類、北海道レッドリスト：準絶滅危惧）が含まれている可能性がある。本種はフルスペクトラム式バットディテクターを用いてソナグラム解析を行ったとしても、ヒナコウモリとの識別には慎重を要するコウモリである。「コウモリ目 1」に想定される種にヤマコウモリを追加すること。その上で予測、評価、保全措置を修正すること。	コウモリ目 1 (20～30kHz)について、種までの同定ができなかったため、既存文献記録種の周波数帯から該当可能性のある種を記載しており、ヤマコウモリについては、既存文献記録種ではないため、記載がありません。
3-44	■44 確認種「コウモリ目 1」にはヒメヒナコウモリも該当する可能性がある P788 に哺乳類確認種一覧が示されているが、ソナグラム解析ができないヘテロダイン式バットディテクターを用いて調査をしている以上、「コウモリ目 1」(20～30kHz)にはヒメヒナコウモリ（環境省レッドリスト：情報不足、北海道レッドリスト：準絶滅危惧）が含まれている可能性がある。本種はフルスペクトラム式バットディテクターを用いてソナグラム解析を行ったとしても、ヒナコウモリとの識別には慎重を要するコウモリである。「コウモリ目 1」に想定される種にヒメヒナコウモリを追加すること。その上で予測、評価、保全措置を修正すること。	コウモリ目 1 (20～30kHz)について、種までの同定ができなかったため、既存文献記録種の周波数帯から該当可能性のある種を記載しており、ヒメヒナコウモリについては、既存文献記録種ではないため、記載がありません。

No.	意見書	事業者の見解
3-45	■45 対象事業実施区域内におけるコウモリ目1の飛翔は本当はないのか？1 これまでも述べてきたように、事業者は「調査にあたっては、高空を飛翔する種の有無に留意して調査を実施した」と説明する一方で、「地上部からバットディテクターで高空を飛翔する個体の音声を感知することは想定していません」と支離滅裂な事業者見解を展開している。コウモリ目1の想定種（ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ヒメヒナコウモリ）は高空を飛翔するタイプのコウモリ類、すなわちハイリスク種に該当するが、探知できないバットディテクターでこれを探している訳だから確認位置がない（対象事業実施区域）、あるいは少ない（対象事業実施区域外）のは当然である。真に有効な調査方法の提示を怠り、無意味な調査しか実施していないにも拘わらず、なぜその結果からバットストライクの影響の程度は少ないと考察し得るのか、<u>科学的に根拠を持った説明をすること</u>。	高高度調査については、まずはバットディテクターによる現地調査でコウモリ類の周辺分布状況を把握した上で、検討いたしました。その結果、対象事業実施区域内における確認例は3箇所のみで、いずれの確認例も30～50kHzで主に林内から樹冠を飛翔する種であると想定され、風車が建設される箇所はササ草原が卓越し、風衝も強いことからコウモリ類の生息環境としても厳しく、バットストライクの影響の程度は低いと推測されたこと、また、本事業地と同様の環境に立地する近傍の既存風車の事後調査ではこれまでにコウモリ類の死骸が未確認であることから、専門家の助言も踏まえて、本事業においては、高高度調査は実施していない次第です。
3-46	■46 対象事業実施区域内におけるコウモリ目1の飛翔は本当はないのか？2 これまでも述べてきたように、事業者は「調査にあたっては、高空を飛翔する種の有無に留意して調査を実施した」と説明する一方で、「地上部からバットディテクターで高空を飛翔する個体の音声を感知することは想定していません」と支離滅裂な事業者見解を展開している。コウモリ目1の想定種（ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ヒメヒナコウモリ）は高空を飛翔するタイプのコウモリ類であり、これらのコウモリ類は1晩の行動圏が非常に広いことが知られている。探知するのに十分な性能を持っていないヘテロダイン式バットディテクターしか用いず、かつ短期間の調査しか実施していないにも拘わらず、対象事業実施区域外（隣接地域）で7カ所もコウモリ目1が確認されているということは、潜在的にはコウモリ目1はもっと多く飛翔していることが強く示唆される。対象事業実施区域内も飛翔しているものとするのが自然であり、調査手法の不備と調査努力時間の不足を指摘しておく。	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、配慮書段階から専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施していると認識しており、事業による影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
3-47	■47 コウモリ目1の想定種の1晩あたりの行動圏について整理すること 事業者は、コウモリ類は微少な狭い空間に生息しており、対象事業実施区域内に確認地点さえなければ本事業の悪影響は軽微に留められると考えたいようだ。しかし、多くのコウモリ類が夜空をダイナミックに広く利用していることはコウモリ類についての入門書でも読めばすぐに判ることだ。そこでコウモリ目1の想定種であるヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ヒメヒナコウモリの3種について1晩の行動圏の広さを各種毎に整理すること。その上で、対象事業実施区域外で確認された7カ所から、対象事業実施区域までの距離を示すこと。	コウモリ目1の確認箇所から対象事業実施区域までの距離は、約1140m～約8390mです。
3-48	■48 影響予測にはヤマコウモリ、ヒナヒナコウモリを追加すること P1007に重要な哺乳類への影響予測が整理されているが、コウモリ目1の想定種としてヤマコウモリ、ヒメヒナコウモリが欠けている。これら2種をコウモリ目1の影響予測に追加するよう本準備書を訂正すること。	コウモリ目1(20～30kHz)について、種までの同定ができなかったため、既存文献記録種の周波数帯から該当可能性のある種を記載しており、ヤマコウモリ、ヒメヒナコウモリについては、既存文献記録種ではないため、記載がありません。
3-49	■49 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある1 P1007およびP1008にはコウモリ目1およびコウモリ目2についての影響予測が整理されているが、これには著しい不備がある。まず、「確認状況及び主な生息環境」について、これまで事業者は事業者見解において「風車が建設される箇所はササ草原が卓越することからバットストライクの影響の程度は低いと推測された」と説明していたにも拘わらず、本準備書では「対象事業実施区域内外にはトドマツミズナ	風力発電機の立地箇所を見ると、通年風衝が強く、植生遷移が停滞しているササ草原等が優占している状況であることから、事業者見解の記載内容となっております。

No.	意見書	事業者の見解
	ラ群落等の落葉広葉樹林、トドマツ植林やアカエゾマツ植林等の樹林地が分布する」と植生環境が主に樹林地であることを持ち出してきた。ということは、事業者はこれまでの事業者見解において虚偽の説明を繰り返していたことになるが、この点について合理的な説明をすること。	
3-50	■50 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 2 意見 49（■49）に関係するが、事業者は対象事業実施区域見直し後の準備書段階での意見聴取（P421：令和4年5月）でも専門家H氏に対して「風車が建設される箇所はササ草原が卓越することからバットストライクの影響の程度は低いと推測される」と虚偽の説明をし、承知させている。事業者は専門家すら欺いてまで本事業を強行しようとしている訳だが、これは環境アセスメント制度の根幹を揺るがしかねない由々しき事態である。事業者はこれまで虚偽の説明により高度別録音調査や捕獲調査を不要であると判断してきた訳だが、このような虚偽の説明がまかり通る本準備書の内容は、正しい環境影響評価の手続きに則ったものと言えるのか？ この点について合理的な説明をすること。	専門家の意見聴取においては、調査結果だけでなく航空写真など周辺の立地環境がわかる資料も提示した上で、ご意見を頂き、これを踏まえて事業による影響、環境保全措置等を検討しております。
3-51	■51 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 3 意見 49（■49）に関係するが、「風車が建設される箇所はササ草原が卓越することからバットストライクの影響の程度は低いと推測された」とする見解が誤りで、「対象事業実施区域内外にはトドマツ-ミズナラ群落等の落葉広葉樹林、トドマツ植林やアカエゾマツ植林等の樹林地が分布する」、すなわち対象事業実施区域は森林地帯であることが明らかになった以上、<u>バットストライクの影響の程度は高いものと認識すること</u>。すなわち調査手法、予測・評価手法を再検討し、準備書を再提出すること。	風力発電機の立地箇所を見ると、通年風衝が強く、植生遷移が停滞しているササ草原等が優占している状況であり、このような環境条件並びに調査結果を踏まえて、専門家等のご助言も仰ぎながら、適切に本事業による影響を予測評価しているものと認識しております。

No.	意見書	事業者の見解
3-52	■52 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 4 次に「繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害」 (P1007 および P1008) についてだが、事業者は「コウモリ類の主な移動経路は樹林内である」と恣意的に決めつけている。しかし、佐藤ほか(2022)によれば、樹林のない海浜部でもヒナコウモリをはじめとするコウモリ類がバットストライクの被害に遭っていることがすでに報告されている。「コウモリ類の主な移動経路は樹林内である」とするのは見識不足であり、コウモリ類は開放空間も飛翔する。その前提に立って、「繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害」(P1007 および P1008) の影響予測を訂正すること。	バットディテクターによる調査で対象事業実施区域内における確認例は3箇所のみで、いずれの確認例も30～50kHz で主に林内から樹冠を飛翔する種であると想定され、また風力発電機の立地箇所を見ると、通年風衝が強く、植生遷移が停滞しているササ草原等が優占している状況であるため、準備書記載の予測内容となっております。
3-53	■53 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 5 「繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害」(P1007 および P1008) についてだが、まだ不備な点が多い。事業者は「移動経路が一部阻害される可能性があるが、風力発電機の設置箇所は一部に限定されることから、影響は小さいものと予想される」と理解不能な影響予測を行っている。しかし、先行研究の進んでいる欧米でも、また近年は国内でもバットストライクの被害実態が明らかになりつつあり、風力発電機が建設されることで、バットストライク被害が各地で発生している。事業者は回転するローター(ブレード)が、移動経路の遮断・阻害因子になっていることを故意に見過ごしているからだ。ローター(ブレード)は全周囲を向く以上、巨大な球状の障害物(ローターの回転範囲)が発電機毎に存在するという認識に立ち、その障害物をコウモリ類が認識できない以上、その障害物を通過するコウモリはバットストライクの被害に遭う可能性がある。すなわち、対象事業実施区域の尾根上はコウモリ類にとってあたかもギロチン回廊になるということだ。そのことを考慮し、「繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害」(P1007 および P1008) の影響予測を訂正すること。	バットディテクターによる調査で対象事業実施区域内における確認例は3箇所のみで、いずれの確認例も30～50kHz で主に林内から樹冠を飛翔する種であると想定され、また風力発電機の立地箇所を見ると、通年風衝が強く、植生遷移が停滞しているササ草原等が優占している状況であるため、準備書記載の予測内容となっております。

No.	意見書	事業者の見解
3-54	■54 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 6 「繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害」(P1007 および P1008) についてだが、まだ不備な点が多い。事業者は「現地調査結果により周辺に大きなコロニーやねぐら、渡り経路もないと推測されることから、影響は小さいものと予想される」と理解不能な影響予測を行っている。まず、7月と8月のたった合計10晩の夜間調査でコロニーやねぐらが確認できるのか？しかも調査を実施した範囲は、対象事業実施区域見直し前の方法書段階での北側に広大な調査範囲を含むエリアであり、準備書以降の対象事業実施区域については未調査範囲が広く存在している(P471～472)。十分な時間をかけ、網羅的にねぐら調査を実施していないのに、「周辺に大きなコロニーやねぐらが存在しない」とするのは、これまた虚偽の影響予測である。渡り経路については8月下旬～9月に現地調査を実施しなければ確認できない。しかもコウモリ類の音声を定量的に捉えられる手法でなければ把握できない。従って、これも虚偽の影響予測である。虚偽ではないとするなら、<u>科学的根拠に基づいた説明をすること。</u>	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、配慮書段階から専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施していると認識しており、事業による影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。
3-55	■55 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 7 意見 52～54 (■52～54) に示したように、事業者が整理した「繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害」(P1007 および P1008) については<u>何一つ科学的な根拠がない</u>。本準備書の「繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害」(P1007 および P1008) に対する見識を改め、実態に則した正しい環境アセスメント	コウモリ類に関する調査・予測・評価は、配慮書段階から専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施していると認識しており、事業による影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
	手続きを行うこと。すなわち調査手法、予測・評価手法を再検討し、準備書を再提出すること。	
3-56	■56 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 8 次に「ブレード、タワーへの接近・接触」(P1007 および P1008) についてだが、事業者はコウモリ目 1 の想定種は「樹間～樹冠で採餌する」と恣意的に決めつけている。しかし、佐藤ほか (2022) によれば、樹林のない海浜部でもヒナコウモリをはじめとするコウモリ類がバットストライクの被害に遭っていることがすでに報告されている。また、すでにその他多くの開放空間に立つ国内風力発電所でもヒナコウモリ等のバットストライク被害が報告されている。コウモリ目 1 の想定種 (ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ヒメヒナコウモリ) は開放空間を飛翔することはないとする科学的根拠を示すこと。飛ぶことがあるのであれば、この影響予測は虚偽である。	この項においては、飛翔高さの目安として「樹間～樹冠で採餌する」としており、開放空間を飛翔することはないとは示しておりません。
3-57	■57 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 9 次に「ブレード、タワーへの接近・接触」(P1007 および P1008) についてだが、決定的に影響予測が間違っている。特にコウモリ目 1 (P1007) については「バットディテクターにより対象事業実施区域での反応はなかったこと (から)、風力発電機の存在は一部に限定される」と事業者側にとって非常に都合のいい影響予測を行っている。しかし、これまでも意見してきたように、本準備書では高空を飛翔しているコウモリ目 1 (20～30kHz) を正確に探知することができないバットディテクター (ヘテロダイン式) を用い、調査努力時間も非常に短いにも拘わらず、さらにそもそも事業者自ら「地上部からバットディテクターで高空を飛翔する個体の音声を感知することは想定していません」と見解を述べているのだから、	風力発電施設は相互距離を十分確保した上で建設することから、これに伴いコウモリ類の飛翔空間も十分に確保されることや風車のライトアップを実施しないことにより、コウモリ類の餌資源となる昆虫類の誘引を防ぐことで、ブレード、タワーへの接近・接触へのリスクも低くなると考えられるためです。しかしながら、設置箇所が限定されていても接近・接触の可能性は否定できず、この予測結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
	対象事業実施区域内におけるコウモリ目 1 (20～30kHz) の正確な飛翔実態（訪問頻度）など把握できるはずがない。なぜ、この調査手法では訪問頻度を正確に把握することが不可能にも拘わらず、高空を飛ぶコウモリ目 1 のへの影響を影響予測できるのか？「風力発電機の存在の（影響は）一部に限定される」とする見解について、合理的な説明をすること。	
3-58	■58 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 10 意見 57（■57）に関連するが、先行研究のある欧米だけでなく、すでに国内の多くの風力発電所でもバットストライク被害が報告されている以上、「ブレード、タワーへの接近・接触」では、<u>接近・接触が生じる可能性は高い</u>と影響予測すること。「可能性は低い」とするなら、その根拠として定量調査によって得られた、コウモリ類の全活動期間を通じた日別訪問頻度を示すこと。現在、国内の風力発電所建設の環境アセスメント手続きでは日別訪問頻度を示すことが当たり前になっているが、なぜ本事業だけそれを示せないのか、合理的な説明をすること。	高高度調査（コウモリ類の全活動期間を通じた日別訪問頻度に関する調査）については、まずはバットディテクターによる現地調査でコウモリ類の周辺分布状況を把握した上で、検討いたしました。その結果、対象事業実施区域内における確認例は 3 箇所のみで、いずれの確認例も 30～50kHz で主に林内から樹冠を飛翔する種であると想定され、風車が建設される箇所はササ草原が卓越し、風衝も強いことからコウモリ類の生息環境としても厳しく、バットストライクの影響の程度は低いと推測されたこと、また、本事業地と同様の環境に立地する近傍の既存風車の事後調査ではこれまでにコウモリ類の死骸が未確認であることから、専門家の助言も踏まえて、本事業においては、高高度調査は実施していない次第です。
3-59	■59 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 11 さらに「ブレード、タワーへの接近・接触」（P1007 および P1008）についてだが、決定的に影響予測が間違っている。事業者は「環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時のライトアップを実施しない」ことで「ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される」と結論づけている。これは国内の風力発電所建設の環境アセスメント手続きにおいてもはや	「ライトアップをしない」ことは、餌動物となる昆虫類が風力発電機に誘引される原因のひとつを取り除くことにより、餌を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近飛翔頻度を低下させることを目的としておりますが、風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすことはできないため、「回避」ではなく「低減」に該当するものと理解しています。

No.	意見書	事業者の見解
	定型句となった記述であるが、国内の既設風力発電所建設の大部分でライトアップを実施していない。にも拘わらず、国内の風力発電所から次々にバットストライク被害が報告されている。このような事実を踏まえて、本事業ではライトアップしないことによりバットストライク被害を「可能性は低い」（つまり回避）状態に維持できるのか？ <u>科学的根拠を持って説明すること。</u>	
3-60	■60 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 12 意見 59（■59）に関係するが、昆虫類の中には正の走行性を持たずに飛翔している昆虫類が少なからずいる。これらの昆虫類に誘引されるコウモリ類が当然ながら生じるが、それによって発生する可能性のあるバットストライク被害をどう回避するのか、<u>科学的根拠を持って説明すること。</u>	ライトアップは餌動物の昆虫類を誘引し、これに伴いコウモリ類を誘引する可能性があるため、風力発電機のライトアップを実施しないことにより、影響の低減は図ることができていると考えております。
3-61	■61 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 13 意見 59（■59）および意見 60（■60）に関係するが、これら 2 つの意見に対し事業者は根拠のない非科学的な事業者見解を回答してくることはすでに知っている。なぜなら、ライトアップをしないことではバットストライクの被害を回避できないからだ。ならば環境保全措置の基本的な手順に従い、事業者は回避措置の次に、低減措置を導入しなければならない。本準備書にバットストライク被害の発生を低減させるための、低減措置を追加すること。	コウモリ類について、事業による影響は小さいと予測されましたが、この結果には不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を検証すると共に、必要に応じて環境保全措置を検討する予定です。
3-62	■62 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 14 意見 61（■61）に関係するが、ヨーロッパ及びアメリカではバットストライク被害を低減させる保全措置（低減措置）として、被害リスクが高い時期に限り、風力発電機のカットイン速度の高速側へのシフトおよび低風速時のブレードフェザリングを行うことが有効であるとして広く導入されている。この手法はすでに国内でも導入が始まっている。科学的	コウモリ類への環境保全措置については、事後調査結果を踏まえて検討したいと存じます。

No.	意見書	事業者の見解
	に立証された保全措置（低減措置）であることから、本準備書に欠落している「低減措置」として導入することを検討し、本準備書に追加すること。	
3-63	■63 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 15 「ブレード、タワーへの接近・接触」（P1007 および P1008）についてだが、影響予測の考え方が決定的に間違っている。「影響は低いと予想されたが、これらの結果には不確実性を伴うため、バットストライクの影響を把握するため事後調査を実施することとする」とあるが、<u>事後調査の実施は影響予測ではない</u>。あたかも事後調査することが保全措置であるかのような記述だが、環境アセスメント手続きとは重要な種に対しリスクが生じる可能性がある場合、<u>必ず事前に影響の程度を正しく影響予測し、保全措置として①回避、②低減、③代償することに他ならない</u>。その上で①②③の保全措置が有効に機能しているかを検証するためのものが事後調査である。	ご指摘のとおり、「事後調査」の目的の一つは環境保全措置の効果検証であり、一方で予測に不確実性が伴う場合は、これを補完する意味もあると認識しております。
3-64	■64 コウモリ類への影響予測には著しい不備がある 16 意見 63（■63）に関係するが、事後調査することを保全措置であるかのように記述することは間違いである。本準備書のコウモリ目に対する影響予測（（P1007 および P1008））から、事後調査に関する記述を削除すること。事前に適切な保全措置を講じていないのにも拘わらず（ライトアップの不使用はバットストライクの回避措置に有効ではない）、バットストライク被害が生じてから被害状況を調査するというのは環境アセスメント手続きではない。	ご指摘のとおり、「事後調査」の目的の一つは環境保全措置の効果検証であり、一方で予測に不確実性が伴う場合は、これを補完する意味もあると認識しております。

No.	意見書	事業者の見解
3-65	■65 意見者は風力発電所建設に反対していない 意見者は、カーボンニュートラルの達成を目指し、再生エネルギー発電事業を推進することに反対していない。ただし、それはコウモリ類など保全上重要な生物への十分で適切な保全措置を講じた上でというのが大前提である。事業者および受託者は、環境アセスメントの手続きの意味と手順を正しく理解し、保全上重要な生物に悪影響を与えない環境アセスメントを実施すること。 以上	風力発電事業等の再生可能エネルギー推進に関するご意見ありがとうございます。 事業者としては、環境影響評価法に則り、コウモリ類を含めて環境影響を適切に調査・予測・評価し、当該地域の環境負荷を実行可能な範囲で回避又は低減に努めております。

(意見書 4)

No.	意見書	事業者の見解
4-1	発電開発について意義申し立ていたします 自然豊かな宗谷丘陵に風車を立てるのは反対です。 先人達から受け継いだ丘陵に巨大な風車を立てる為に穴を掘ったりコンクリートを流しこんだりするともう元には戻すことはできません。まして有効期限がある風車です。期限が切れたら放置して終わる事も考えられます。自然環境の破壊でしかありません。人間のエゴで動物達が民家の所まで下りてくる事もあるでしょう。でも業者の人達は建てて去ってしまい、その後仕末は地元の人達です。 今だけ金だけ、自分だけ！もうやめませんか、人として気付いて下さい。そんな負の遺産を後に引き継ぐ人達に残すことはできません。 低周波でレーダーに影響を及ぼすとも聞いています。 稚内は日本の最北の地で北の守りを担う大切な所です。 自衛隊のレーダーに影響を及ぼしかねない、そんな風車は立ててはいけません。絶対反対です！国有地は国民の為の物で、国のものではない	事業者としては、環境影響評価法に則り、環境影響を適切に調査・予測・評価し、当該地域の環境負荷を実行可能な範囲で回避又は低減できるように努めております。 また、本事業の風車による自衛隊のレーダーへの影響については、防衛省と協議を行いながら事業を計画しております。

(意見書 5)

No.	意見書	事業者の見解
5-1	重要な種の生息環境が広く分布し植生自然度 9 の群落があります。 広大な 2400ha もの実施対象事業の土地の改変率は 0.5%と僅かとして自然地形への累積的影響は少ないという事業者の受け止め方には理解しがたくもはや自然破壊のなにもものでもなく直接・間接的に生態系が破壊されそこに生きる野生の動植物の生命が脅かされております。	配置検討においては、動植物の生息・生育基盤配慮の観点から自然植生を回避できるよう検討しておりますが、風力発電機の相互距離の確保、土量配分バランス等といった安全性の確保を踏まえると、全ての自然植生への影響を完全に回避することは困難です。一方で、設計段階では自然植生への影響をより低減できるよう改変区域を検討しております。
5-2	動植物にかかわらず風力発電による影響は私達の健康をおびやかすものでもあります。 低周波音は波長が長いため、数キロメートル離れた所でも確認でき、不眠、血圧上昇、めまい、頭痛、吐き気、腹痛、全身のこり、圧迫感など多様な健康への影響が訴えられるようになっていきます。	本事業における超低周波音の予測評価結果は、P682 に示すとおり、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」の基準値を大きく下回っていることから、影響は小さいと考えています。
5-3	その他撤去義務や現状回復、そのための供託金など、その他問題が発生した時の責任や補償等どうなっているのでしょうか・・・？ それについても、まったく知らされていないのが現実です。 資本金 100 万円の会社がはたして責任を、おえるのでしょうか・・・？以上意見書とさせていただきます。	風車の撤去や現状回復については、土地管理者と協議しながら、その結果を踏まえて検討してまいります。また、事業を進めるにあたっては、地域の合意形成のため、環境影響評価の説明会や事業説明会等を適宜開催することで地域住民の方や関係者とコミュニケーションを図りながら進めていく所存です。引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、地域との共存・共栄を目指して参ります。

(意見書 6)

No.	意見書	事業者の見解
6-1	風力発電事業反対の強い住民の意志が反映され中止、見送りとなった宮城、蔵王、伊達、千歳、古平、仁木、余市に続き、今月に入っても、四国徳島など風発事業中止ドミノが止みません。このニュースが私達の郷土での風発事業への関心をよび覚ました。 15000 年前ウルム氷期に形成されたという自然遺産である私達の郷土宗谷丘陵は、国有地イコール国民のものであって、政府のものではありません。まして事業者が 2400ha という広大な国有地を、その借地契約を含め、事業計画の詳細を殆んど地域住民に知らされぬまま、本発電事業を推進することに強く反対します。 準備書にも記載の通り、この丘陵一帯は、重要な種の生息環境が広く分布し、植生自然度「9」の群生もある文字通り天然・自然遺産です。 出力倍増のタワーやブレードを支える為に、この丘陵を深く切り開き、コンクリートで固めて林立させ、(超)低周波音が響き続く自然破壊は、私達人間の生命も含む多様な自然の生態系へ及ぼす影響は、「環境配慮」という美名の浅知恵、人知では計り知れません。 日本人の本来の特性である自然畏怖とは真逆の、一過の助成金頼みの「今だけ、金だけ、自分だけ」の所業です。	本準備書の対象事業実施区域は、P59～72 の区域の見直し結果のとおり、方法書段階と比較すると、各環境影響を回避又は低減できる総合的に優れた区域設定になっているものと認識しており、予測評価結果を踏まえても概ね影響は小さいものと考えております。事業を進めるにあたっては、地域の合意形成のため、環境影響評価の説明会や事業説明会等を適宜開催することで地域住民の方や関係者とコミュニケーションを図りながら進めていく所存です。引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、地域との共存・共栄を目指して参ります。
6-2	中止ドミノが止まらないもう一つの自然エネルギー、中国製太陽光パネルの放置問題も、強い懸念を私達に想起させます。風発発電機の法定耐用年数は 17 年。FIT 買い取り制度の調達期間も 20 年ですが、破損した場合、耐用年数が切れた場合、その他採算がとれなくなったなど問題発生時の責任や補償～撤去義務や原状回復、その為の供託金などどのようなになっているのですか。 この事が、自治体住民の最大の関心事であり周知されるべき要件であると考えます。 再度住民説明会を開催し、是非対応を表明して下さい。	ご懸念の事項については、将来の需要、必要供給量も予測した上で、電力会社との送電線連系及び電力販売に関する協議も踏まえて、そのリスクが解消できるよう事業を進めているところです。なお、工事前には住民の方々からのご希望等を踏まえて必要に応じて個別での説明をさせていただくことを検討しております。

(意見書 7)

No.	意見書	事業者の見解
7-1	子育て中のため 8 月 9 日夜間の住民説明会へは足を運ぶことが出来ませんでした。 下記について質問したく再度説明会の開催を希望いたします(日中を希望します) ・騒音や低周波音などの健康被害や自然環境に目に見えない負荷をかけてまで本当に益があるのか事業計画を示してほしい。	住民説明会については、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、関係自治体である稚内市、曲渕集落、猿払村にもご相談の上、各自治体内の代表的な集会施設において、夜間に計 3 回開催させて頂きました。 なお、工事前には住民の方々からのご希望等を踏まえて必要に応じて個別での説明をさせていただくことを検討しております。
7-2	・ FIT 制度の仕組み、消費者の賦課金の説明。	FIT 制度（固定価格買取制度）とは、再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）で発電した電気を、電力会社（小売電気事業者）が一定期間固定価格で買い取ることを国が約束する制度です。この制度において、小売電気事業者が発電事業者から電気を買い取る際の費用の一部を、賦課金というかたちで電気料金に上乗せし、電力消費者が負担することになっております。
7-3	・ 今後電力需要が激減し、採算がとれなくなった場合、どうなるのか。	ご懸念の事項については、将来の電力需要ならびに必要な供給量も予測した上で、電力会社との送電線連系及び電力販売に関する協議も踏まえて、そのリスクが解消できるよう事業を進めているところです。
7-4	・ 業者やメーカーが倒産するリスクなど撤去費用にはどこまで含まれるのか。	風力発電機の調達先は、これから具体的に検討していく予定であり、その際にはメーカーの倒産リスク等も踏まえて検討しております。 また、撤去費用を含め、事業採算性を検討したうえで事業化を進めております。

No.	意見書	事業者の見解
7-5	・子供たちに何を残したいのか、市のビジョンと合わせて再度議論がなされることを望みます。	風力発電事業の開発にあたりましては、国や関係市町村における再生可能エネルギーの導入目標等も考慮しながら関係市町村と協議を進め、その結果を適切に反映していく所存です。

(意見書 8)

No.	意見書	事業者の見解
8-1	これは北海道、次いで道北地区、さらに宗谷管内、そして稚内市で建設賛否の合意形成がはかられなくてはいけない問題です。 ＜約 1 万年前に終わった地球最後の氷河時期、ウルム氷河期末期といわれ、地表が凍結、融解の作用を繰り返し受けて出来たものです。こうした地形は北海道の至るところで形成されたといいますが、開発などで破壊されたケースが多く、現在この美しい地形が最も顕著に見られるのは宗谷丘陵地区といえます。(稚内市役所 HP より) ＞ 1 まず、北海道遺産である点から、これ以上破壊してよいのかという議論が北海道全体で必要です。	周氷河地形については、ご指摘のとおり北海道遺産にも指定されており、このような背景も踏まえ、本準備書では「重要な地形及び地質」として同地形を対象に専門家のご助言も仰ぎながら適切に事業による影響を予測評価しております。なお、本事業は環境影響評価法の対象事業ですので、調査・予測・評価の結果については、法令に従い審査手続きを行っておりますが、事業を進めるにあたっては、地域の合意形成のため、環境影響評価の説明会や事業説明会等を適宜開催することで地域住民の方や関係者とコミュニケーションを図りながら進めていく所存です。
8-2	2 農林畜産業と漁業の源であり、極めて重要な観光資源であることから、北海道、道北地区、宗谷管内、稚内市にとってどうなのかが議論されるべきです。	事業者としても、ご意見の内容については認識しており、各種関係機関とは協議を重ね、その結果を踏まえて検討してまいります。
8-3	3 現在、宗谷地区で建設され稼働してきた風力発電のメリット・デメリット、現時点での総括がなされなければ、新規増設について進行することは許されません。環境面と経済面から検討される資料があつて議論されなくてはならない。風力発電について、世界的にも下火となっている見解や評価がなされていることも重要です。	事業化にあたっては、環境影響評価手続きにて環境面の検討・議論は行われております。また、経済面（風力発電全般と理解致します。）については当社としても課題と認識しており、継続して検討して参ります。

No.	意見書	事業者の見解
8-4	4 自然環境の観点から、これ以上は壊さないに越したことはありません。一度、壊したら復元できません。建設してみたら、ダメだったといっても当事者にも責任がとれません。渡り鳥や動植物たちも大切。そして丘陵と川と海に無関係ではないため、ただでさえ減産続きの漁業、ホタテやウニの養殖、昆布等々、水産資源や一次産業との関係にも深い議論が必要です。	事業者としても、ご意見の内容については重要視しており、関係市町村や水質に関する関係者との協議を重ね、その結果を踏まえて検討してまいります。
8-5	5 工事のための工事、金儲けが目的なら、ほかの工事をやるべきです。体を酷使する現場の作業員の方の労働は本当に尊い。その貴重な労働力は、もはや新しいものを作るに使うのではなく、たとえば減産が続く昆布の生産を回復すべく、死んだ河川を元に戻すなど、ビジネスで環境問題と一次産業をよりよい方向に導いてください。	当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び地域の次の世代も含めた活性化の一助となることを本事業推進の目的としております。引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、地域との共存・共栄を目指して参ります。
8-6	6 今回の総覧期間が短いこと。特にこの地区では観光シーズンの夏季は繁忙期で、説明会もたったの3度。スケジュール的にとても行くことができませんでした。やましいこと、うしろめたいことがあるから、この時期に開催され、期間が短く、ダウンロードも印刷もできないようにしてあると受け取っています。	環境影響評価法においては準備書の縦覧期間は1ヵ月間と定められており、本事業においても当該法律に従う形で縦覧期間を設定しております。インターネットによる電子縦覧について、アクセス図書の印刷・DLを不可とし、公表を縦覧期間中に限っている点は、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は難しいものと考えております。 しかしながら、多方面より同様のご意見をいただいていることから、今後、社内で図書の公開に向けて検討していく所存です。

No.	意見書	事業者の見解
8-7	備考 御社の HP の言葉使いは間違っていないでしょうか。風力発電は再生可能エネルギーとはいえないでしょう。作る時点でさまざまに環境を破壊して変容させてしまいます。 以上	エネルギー供給構造高度化法においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光・風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。 参考：経済産業省資源エネルギー庁 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/outline/index.html

(意見書 9)

No.	意見書	事業者の見解
9-1	当該事業の建設計画地域周辺は生物多様性保全の鍵になる地域(KBA)に指定されています。その多様性は多くの生き物を育んでいます。SDGsでは「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と目標を掲げています。風力発電事業は、クリーンエネルギーといわれていますが、日本中に乱立し、そこで暮らす人たちの中には、風力発電が本当にクリーンエネルギーなのか疑問を持っている人がいます。クリーンエネルギーの波に押され、風力発電事業に意見があっても声に出して言えない人もいます。 自然環境を壊し、少数かもしれないが絶滅危惧の生き物の生息環境を壊し、中には絶滅するかもしれない動植物は、一度壊れたら元に戻すことはできない。	当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び地域の次の世代も含めた活性化の一助となることを本事業推進の目的としております。引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、地域との共存・共栄を目指して参ります。また、事業計画の検討を含め、本事業の周辺の自然環境・生活環境については適切に環境影響評価を実施していると考えております。
9-2	① 日本最大の淡水魚「イトウ」が生息する地域 建設計画予定地周辺は、イトウが生息する河川の上流部の尾根であり、建設工事から完了後もイトウに与える影響は計り知れません。 イトウ学名 (Parahucho perryi) は、日本最大の淡水魚でサケ目サケ科イトウ属に分類され、国内では北海道の一部(11水系、うち猿払村内4水系)の河川や湖沼に生息しています。環境省・北海道レッドリストIB類「絶滅危惧EN」、IUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト「絶滅危惧CR」に分類されています。 3月～5月(道北では4月～5月)にかけて河川の上流部で産卵し、受精後40日前後で孵化し、性成熟はメスで6～7年、オスで4～6年となり、他のサケ類と違い産卵後に死なず、一生のうち何度も産卵を繰り返す。その生活史の中で源流から下流の本支流や湖沼、小支流、湿地帯、河口周辺の汽水域、海の全てを利用するため、風力発電事業とそれに伴う工事、管理道路、森林伐採等による影響を受けやすい。寿命は長く、15～20年以上生きるといわれています。北海道の限られた地域に生息し、減少の一途をたどっているイトウは、建設予定地周辺の声問	事業者としても当該地域におけるイトウの重要性は認識しているところであり、特に本種の生息が確認された流域については、改変面積の最小限化、残土置場の配置検討、沈砂池等の濁水対策工により、水の濁りの影響が極力回避・低減できるよう配慮した上で、適切に調査・予測・評価し、水の濁りによる影響の程度は小さいと考えております。引いては、本種の生息環境への影響も小さいと予測しております。一方で、事業者としても、ご意見の内容については重要視しており、当該地区のイトウに関する有識者との協議を重ね、その結果を踏まえて検討してまいります。

No.	意見書	事業者の見解
	川・知来別川・鬼志別川の各水系本支流（当該工事に限定した水系）での生息が挙げられ、H15～17 年道立水産孵化場サケマス資源部の調査では鬼志別川・知来別川の両河川が「絶滅が心配な河川」とされ、声間川の産卵河川の約 7 割が北辰ダム流入河川に集中しているため声間川のイトウの保全には北辰ダム流入河川や周辺山林環境の保全が非常に重要である。 近年北海道大学、国立環境研究所などの環境 DNA 調査では、増幌川・時前川等でもイトウの DNA が検出され、イトウの生息の可能性が高い。 特に道北でイトウの生息河川が多く残ったのは、山間部の開発がほとんど行われず、産卵する場所が残ったこと、稚魚・幼魚時を過ごす小支流、氾濫原等流速の緩やかな場所が残ったことが想定される。 その生息環境が今、脅かされようとしています。	
9-3	②森林伐採による影響、工事用道路・搬入道路・管理道路等が起こす影響 建設予定地は「保安林」に指定されているところもあり、当該事業により保安林の持つ機能が失われる恐れがあります。森林減少により降雨時には保水量が低下し、雨水が直接川へ流れ氾濫を招く恐れがあり、渇水期には極端な水位低下が危惧され、小支流の環境変化や湿地が乾燥化が危惧される。 山間部、丘陵地帯、河川周辺を工事用道路・搬入道路・管理道路等が既存の林道等を利用し林道等の拡張及び盛土、集積場が作られる。これらの工事は、掘削・土砂の搬入、敷き込み等が行われると想定しますが、環境評価準備書に書かれているように、工事期間中に事業計画地内に降った雨水は、堀込式沈砂池又はフトン竈式沈砂池を設置し、貯留・沈降させた後に放流（上水は沢部に放流）する計画とありますが、近年の異常気象による降水量の増加、令和 4 年 8 月 14 日に降った豪雨でも、貯留・沈降できるのでしょうか。 また、道路がアスファルト舗装された場合、路面温度の上昇に伴い周辺地域の温度上昇が懸念されます。	本事業においては、改変面積の最小限化、残土置場の配置検討、沈砂池等の濁水対策工により、水の濁りの影響が極力回避・低減できるよう配慮した上で、適切に調査・予測・評価し、降雨強度 45.0mm/h（周辺の過去 30 年の最大値）でもその影響の程度は小さいものと考えております。なお、令和 4 年 8 月 14 日の浜鬼志別気象観測所における時間降水量の最大値を見ると 26.0mm/h であり、上記の 45.0mm/h を下回ることから、同日の降雨条件においても水の濁りによる影響の程度は小さいと考えられます。 また、本事業の対象事業実施区域には、水道水源地や保護水面等の流域が含まれることから、事業計画の検討に当たっては土砂流出のリスクを低減するため、極力改変量（切り盛り量）が最小限になるよう、土量配分バランスを調整しております。特に、水道水源地の北辰ダム及び鬼志別川の各流域に

No.	意見書	事業者の見解
	生き物にとって1度の上昇が命を奪うかもしれません。融雪時期には、拡幅された道路やアスファルト舗装された道路の融雪が早く、融雪水と一緒に泥水が小支流～中流部～下流部～海へ流れ出す恐れがあり、融雪の進捗や水温上昇の変化により産卵・遡上、産卵後の孵化にも大きな影響を及ぼす恐れもある。 特に本事業南側の11基・管理道路の改変区域（北辰ダム・知来別川・鬼志別川周辺）はイトウ生息河川や水道水源等の環境に与える影響が大きいと推察されるため、事業エリアから除外すべきである。	については、より改変量を低減するために風力発電機及びヤードが、同流域に含まれないよう配慮しております。
9-4	③風車本体が起こす影響 環境影響調査は、人に与える影響について調査が行われていますが、ローターが起こす風、超低周波音、振動等により、その地域に現在生息している生きものの安定していた生態系が変化する恐れがあります。例えば、植物の場合、種子や花粉が広範囲に広がり、他の地域の植物の生育に影響が出る可能性があります。 鳥類はバードストライクの懸念、鳥類及び鳥類以外の動物は、超低周波音、振動等により、生息域を追われ他所で生息することを余儀なくされ生態系のバランスが崩れる恐れがある。	風車本体（ローターが起こす風、超低周波音、振動等）が生態系に及ぼす影響について、現段階では、その因果関係が明確に整理された資料や文献がないため、生態系のバランスがどう変化するのか、不明確な部分も多いものと考えられます。
9-5	④ホタテ漁への影響 猿払村の基幹産業である「ホタテ漁」は、年間水揚げ量51,634トン、10,693百万円（令和3年末）の水揚げを誇る。自然界において発生している土砂の流入はあるが、これとは別に風力発電事業により新たに土砂が流入、森林減少が発生した場合、ホタテ等の生息環境（海洋環境）の変化が想定され、事業計画区域内に該当する猿払村を含む各市町村の漁業への影響が危惧される。	事業者としても、ご意見の内容については重要視しており、関係市町村、漁業協同組合など、関係者との協議を重ね、その結果を踏まえて検討してまいります。

No.	意見書	事業者の見解
9-6	⑤水道水への影響 猿払村を含めた各市町村の多くの水道水源は事業計画区域内各水系から取水され、各自治体の住民、農業を含む事業者へ供給されている。 風力発電事業・工事用道路・搬入道路・管理道路等からの土砂流入、融雪の早期化、森林減少が発生した場合、河川水位低下、水質変化（濁り等）、取水施設の土砂処理作業等、取水施設や水質の維持・管理費用や労力増大と渇水期のさらなる河川水位の低下による水道利用の制限も危惧される。	水道水源地の流域については、各管理者と十分に協議し事業を進めると共に、改変面積の最小限化、残土置場の配置検討、沈砂池等の濁水対策工により、水の濁りの影響が極力回避・低減できるように配慮した上で、適切に調査・予測・評価し、当該流域への影響は小さいものと考えております。
9-7	最後に、イトウは「猿払村のシンボル」です！！ 猿払村では2009年、猿払のイトウ保全を推進するため行政、王子製紙などの森林所有者、研究者等関係者、関係団体の参加による「猿払イトウ保全協議会」が設立されました。 http://sarufutsu-icc.gr.jp/ イトウの生息する河川の地域等において、イトウの保護活動をしている10の団体で構成されている「イトウ保護連絡協議会」が保護活動を展開しています。 http://itou-net.sakura.ne.jp/	事業者としても当該地域におけるイトウの重要性は認識しているところであり、引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、イトウを含めた地域との共存・共栄を目指して参ります。また、ご意見の内容については重要視しており、猿払イトウの会などとの協議を重ね、その結果を踏まえて検討してまいります。

(意見書 10)

No.	意見書	事業者の見解
10-1	■ 準備書の縦覧方法と住民説明のあり方 ・ 縦覧方法 準備書の閲覧は、縦覧期間中にインターネット上でのみに限られており、ダウンロードや印刷ができない上、期間後は閲覧ができなくなっています。縦覧期間終了後に、準備書の内容が実際の事業地の自然環境等の状況と齟齬がないか、精査が可能な状態になっていることは、環境影響評価図書（以下、図書という）の信頼性を担保するうえで重要、かつ不可欠です。そのため、縦覧期間に限らず、公共施設やインターネットで常時、図書の閲覧や印刷を可能にすべきです。	インターネットによる電子縦覧について、アセス図書の印刷・DLを不可とし、公表を縦覧期間中に限っている点は、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は難しいものと考えています。 しかしながら、多方面より同様のご意見をいただいていることから、今後、社内で図書の公開に向けて検討していく所存です。
10-2	・ 住民説明会 住民説明会が開催されたのは、平日の夜間でした。計画地周辺が、夜間よりも日中の方が住民説明会に参加する時間が取れることが多い酪農地帯であることを考慮すれば、同じ地域でも複数回の説明会を開催し、休日の日中や夜間にも実施すべきです。	住民説明会については、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、関係自治体である稚内市、曲渕集落、猿払村にもご相談の上、各自治体内の代表的な集会施設において、夜間に計3回開催させていただきました。また、説明会の開催にあたっては、地元紙である北海道新聞（旭川北見版）・日刊宗谷の2紙での公告、当社ホームページでの告知に加え、北海道庁並びに関係自治体の各ホームページでの告知を行い、広くその周知に努めました。開催日については、ご意見も踏まえ参加しやすいものにすべく検討いたします。
10-3	・ 関係者への説明 環境影響評価を行う目的の一つは、地域住民への説明責任を果たし、合意形成を図ることです。そのためには情報の共有を行うことが重要ですので、地元の自然保護団体など有識者から助言を得るために、今回の準備書を含め図書を提供すべきです。	本準備書につきましては、環境影響評価法に定められている縦覧期間とさせて頂いており、皆さまへの環境影響評価図書の提供は行っておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。なお、評価書については、環境省図書館へ環境影響評価書を寄贈し、継続的に閲覧できるように対応する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
10-4	■水質・浮遊物質調査 事業地は保安林を含み、その西側には稚内市の水源である北辰ダムの集水域があり、また、東側には猿払村でサケ・マスやイトウ（絶滅危惧 IB 類）が産卵する河川があります。 風力発電施設（以下、風車という）の設置場所や新設または拡張される作業道路等の敷設により広範囲が裸地状態になるため、事業地の下流では増水時に濁水の発生や土砂災害による水質悪化、漁業資源への影響が懸念されます。準備書では水質調査を降雨時に実施することになっていますが、実際は降雨ではない時や降雨量が少ない時、または、降雨の一日後に実施しており、事業地が河川の上流部に位置するにもかかわらず、降雨時の状況が十分に反映された評価結果であるとはいえません。このため、調査を降雨が予測される期間に再度、十分な日数をもって実施すべきです。水質・浮遊物質調査は北海道開発局などの調査内容に準拠すべきです。また、降雨記録においては沼川地区のもののみが記載されていますが、事業地がある丘陵の西側と東側ではそれぞれ天候が異なるため、東側は鬼志別地区の降雨記録を参考にして調査期間を決定すべきです。	水道水源地やさけ・ます資源保護対策の保護水面の流域等については、各管理者と十分に協議し事業を進めると共に、改変面積の最小限化、残土置場の配置検討、沈砂池等の濁水対策工により水の濁りの影響が極力回避・低減できるように配慮した上で、各種マニュアル等に準拠した手法により客観性を確保した上で、適切に調査・予測・評価しているものと認識しております。
10-5	■鳥類 ・一般鳥類調査 事業地の北半分の広大な範囲に対し、ポイントセンサスの調査地点が設定されていません。加えて、冬季調査の時期として11月と12月が設定されていますが、積雪期にあたる1月、2月は設定されていません。そのためこの地域の鳥類相の状況が十分に反映されているとは言えず、適切に環境影響が評価されているとは言えません。夏季は刈り払いなどにより調査路を確保し、冬季調査ではスノーモービルまたはスキー等を使用することにより踏査が実施可能ですので、一般鳥類調査をやり直すべきです。	ポイントセンサスの調査地点は環境類型を網羅できるよう、また冬季積雪状況（安全性）も踏まえて設定しております。調査時期も冬季積雪状況（安全性）を踏まえて設定しており、調査結果を含めて、調査内容は専門家にご確認頂いております。

No.	意見書	事業者の見解
10-6	・ 渡り鳥調査 広大な調査範囲に対して、渡り鳥を対象とした調査地点が2地点と少ないため、十分に渡り鳥の状況が把握されているとは言えません。準備書には可視範囲として4kmを設定したと記載されていますが、有効な目視調査が実施可能な距離は、どんなに遠くても通常2kmで、目視調査でそれ以上遠方の距離を正確に把握することは不可能です。以上により、準備書に記載されている渡り鳥に対する影響評価は十分な調査結果を元にしていないとは言えないため、レーザレンジファインダー等を使用することで正確な位置を把握し、夜間の渡りを把握するためにレーダー調査を加えたうえで、再度、調査をすべきです。	渡り鳥の調査地点については、風力発電機が設置される予定の尾根上を、広く俯瞰できる箇所が限定されるため、P482の調査位置図の配置となっております。可視範囲につきましても飛翔個体を連続的に捕捉できれば、表記の範囲に出現する概ねの種・数等は把握できており、出現状況に応じて都度移動定点と連携しながらデータを補完しております。 レーダー調査につきましては、以下のような捕捉範囲等の制約があることから、本事業においては広範囲における飛翔データを網羅的に把握するため目視による観察を基本としております。 ・ 垂直ビーム幅20度のため、横回しで平面位置を把握する場合、真上を飛翔する個体は捕捉できない。 ・ 縦回しで高度を把握する場合、アンテナ回転面に対しての飛翔進入角度かつ飛翔速度により偏ったデータになる可能性もある。 ・ まとまった大群は別として小鳥類をレーダーにより捕捉することは困難。
10-7	・ 希少猛禽類調査 準備書には可視範囲として3km程度を設定したと記載されていますが、有効な目視調査が実施可能な距離は、どんなに遠くても通常2kmで、目視調査ではそれ以上遠方の距離を正確に把握することは不可能です。また、見通しの良い定点が十分な数をもって設定されていません。広大な事業地内の定点が1箇所では、影響の過小評価を生んでしまいます。また、1月から2月の調査が実施されていないため、増幌川周辺に滞在し、この時期に移動してくる猛禽類の渡り状況がまったく把握されていません。以上より、準備書に記載されている希少猛禽類に対する影響評価は十分な調査結果を示しているとは言えませ	希少猛禽類調査の可視範囲について、飛翔個体を連続的に捕捉できれば、準備書記載の範囲に出現する概ねの種・数・行動等は把握できており、出現状況に応じて都度移動定点と連携しながらデータを補完しております。また、調査地点についても、風力発電機が設置される予定の尾根上の地点は、1地点となっておりますが、これは尾根上を広く俯瞰できる箇所が限定されるためであり、P480の調査位置図の配置のとおり、全地点でみれば対象事業実施区域の視野は網羅されていると考えております。この結果を基に希少猛禽類

No.	意見書	事業者の見解
	ん。レーザーレンジファインダー等を使用することで正確な位置を把握し、再度の調査をすべきです。	への影響を適切に予測評価いたしました。また、1,2月の増幌川の生息状況については、P794,797のとおり、BP-8,9の地点でその詳細を把握しております。
10-8	・死体調査（事後調査） 事後調査は、維持管理作業員を含めて月1回以上となっていますが、この場合、専門の調査員による調査を実施しなくてもよいことになりますので、専門の調査員による月1回に加えて、維持管理作業員による調査を月1回以上実施する内容に変更すべきです。また、環境省の海ワシ類バードストライク防止策手引が改訂され、死骸調査の実施要領が変更されていますので、それに沿った内容に死骸調査の方法を変更し、調査回数を増やすべきです。	死体調査（事後調査）の頻度等については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月、平成27年9月修正版）の「第3章 3-8-2 死骸調査」を参考に、専門家の助言も仰ぎながら検討しております。なお、「月1回」の内訳は調査員による調査であり、これに加えて維持管理作業員による調査の可能性もあるため「月1回以上」と記載しております。ご意見の改訂版の扱いにつきましては、評価書段階で改めて検討したいと存じます。
10-9	■ 光害 準備書では風車に航空障害灯を設置することになっていますが、事業地周辺は人家等や街灯がなく光源がない状態です。この航空障害灯に昆虫類やコウモリ類、鳥類が誘引され衝突死する恐れがありますので、これらの影響を把握するためにも、それぞれの分類群について事後調査を実施して影響を把握すべきです。	事後調査については、確認された死骸の生態等を踏まえ、ご意見の内容も参考に進めたいと存じます。
10-10	■ 累積的評価 事業地は、宗谷岬ウインドファームや建設中のウインドファーム豊富に隣接しているため、海ワシ類やガンカモ類の渡りに関する累積的影響についても適切に評価すべきです。	準備書段階では、P59～72の対象事業実施区域の見直し結果のとおり、渡り鳥の飛翔が集中し、宗谷岬リプレースの区域が重複する北側範囲は除外、これに伴い本事業との離隔も確保されたため、渡り鳥への累積的影響は、回避又は低減が図られているものと考えております。このため、宗谷岬リプレースや建設中のウインドファーム豊富を

No.	意見書	事業者の見解
		対象とした、渡り鳥への累積的な影響予測は行っておらず、この旨、専門家ヒアリングにおいてもご確認頂いております。
10-11	■ 協議会 これらの調査結果および影響評価の結果についての議論を、鳥類保護団体や地元の団体・観光関係者・地元自治体などをメンバーに含めた開かれた協議会の場で行うべきです。 以上	本事業は環境影響評価法の対象事業です。調査結果の評価については、法令の審査手続きに従い行っています。なお、事業を進めるにあたっては、地域住民の方や関係者とコミュニケーションを図りながら進めていく所存です。

(意見書 11)

No.	意見書	事業者の見解
11-1	私は令和4年8月9日(火)稚内総合文化センターで開催された住民説明会に参加しました。そもそもこういう計画が有ることすら知りませんでした。数日前に知り合いから説明会があると聞いて驚き初めて参加をしました。この事業計画と住民説明会があることを稚内市民及び近隣の町村民にはどれだけ周知されているのか疑問です。殆どの人が全く知らない所で進められているのではないのでしょうか。 御社は法律で決められた事だけを最低の内容で済ませそのアリバイ作りだけを行っているのではと私にはそう感じました。 この事業は大きな環境破壊、環境汚染、野生動物への影響、景観の破壊、等々沢山の悪影響が懸念されます。この大きな問題を殆どの人が全く知らないところで進められて行っても良いのでしょうか。 こんなに大事なことですからこの先事業を進めていく上でこれからの将来を担う子供たち、若者、市町村民にもっと広く事業計画を開示し議論を求める必要があるのではないのでしょうか。小学生でも風力発電や太陽光発電など環境の問題は理解できます。小学生、中学生、高校生から大学生も含めこれからの時代を担うあらゆる世代の意見を聞くことが大事です。それがなされているのでしょうか。 青く大きな地球そしてこの宗谷の大地は私たち人間だけの物ではありません。一度壊れた地球は二度と元には戻りません。 ご先祖様が守ってきたこの雄大な自然の中に何の説明もないままに重機を持ち込んではいけないのです。	住民説明会については、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、関係自治体である稚内市、曲渕集落、猿払村にもご相談の上、各自治体内の代表的な集会施設において、夜間に計3回開催させて頂きました。また、説明会の開催にあたっては、地元紙である北海道新聞(旭川北見版)・日刊宗谷の2紙での公告、当社ホームページでの告知に加え、北海道庁並びに関係自治体の各ホームページでの告知を行い、広くその周知に努めました。開催日については、ご意見も踏まえ参加しやすいものにすべく検討いたします。
11-2	説明会は「会場内での写真撮影及び録音録画は禁止」と会社側の説明で始まり専門用語や細かい数字、沢山の写真等の膨大な資料がスクリーンに映し出され短時間で次から次へと一方的に説明されましたが老人の私には流れが速すぎてメモを取ることすらできませんでした。あれだけの膨大な資料を説明されましたが我々に配られたのはA4用紙3枚を綴じたもの1冊だけでした。そこに書かれているの	説明会の資料は、準備書の内容を基に、視聴する一般の方々にも分かり易いよう作成しておりますが、ご意見も踏まえ、より分かり易い構成に改善すると共に、配布資料の内容も分かり易く充実したものにすべく検討いたします。

No.	意見書	事業者の見解
	は事業名、事業概要、車両ルート、工程、環境影響評価等、極一部の基本的な差しさわりの無い部分だけであり全体の 1/10 も記載されていません。私たちはこれを見ながら何を考えてどう判断したら良いのでしょうか。 説明者は専門用語や沢山の数字、調査内容をスクリーンに映し出して「こういう事なので影響は少ない。この数字も小さいので影響は少ない。」等と「影響は少ない。」という言葉を連呼していましたがそこに配られた 3 枚だけのプリントからはその数字も資料も見ることとはできず「意見があるなら意見書を出しなさい」と言われても私には判断する術がありません。	
11-3	説明者の一人が「私は稚内に住んでいますので質問があればいつでも電話をください。」と言っていたがこの資料には道北エナジーとだけ一行の記載があります。しかしその時に他の社名も言われていましたがどちらの会社も住所も電話番号も記載がありません。これでどこへ電話をすれば良いのでしょうか。 説明会の最初に担当者が口頭で会社名と名前を言いましたが私はメモを取れなかったのが未だにその人の名前も分かりません。メモを取れなかったお前が悪い。と言われればそれまでですが名刺を渡されることもなかったので会社名も説明者の名前も電話番号も何も分かりません。その為ここでは説明者及び担当者と書かせていただきます。私は意図をもって社名や連絡先等を明かさなかったのではないかと勘繰りました。 「いつでも電話をください。」と言うなら電話番号と担当者の名前くらいは表記するべきです。説明会への参加者が多かったのならともかくこの時の出席者は僅か 5 人でした。これくらいの参加者であれば名刺を 1 枚差し出すくらいの配慮があっても良かったのではないのでしょうか。 このような皆さんの対応に、私たちは随分軽くあしらわれているな。と思いました。そして私はこの事業を推し進める上での御社の強引さを感じました。	丁寧な説明、思慮が欠けていたことはお詫びいたします。今回は、主に環境影響評価に関する説明会であることから、基本的には議論の対象もこれに関する事項とし、時間も限られていたため、ご意見の内容に踏み込んで議論することができませんでした。動植物等の自然環境や生活環境への影響については、今後、自治体や国の審査結果等も踏まえながら事業計画を検討してまいります。なお、工事前には住民の方々からのご希望等を踏まえて必要に応じて個別での説明をさせていただくことを検討しております。

No.	意見書	事業者の見解
	今日、世界ではロシアや中国に見られるように大きい者、強い者が力づくにより既成事実を変えようとしています。これは日本においてもここかしこに見えてきます。御社が進めるこの事業も私たち小さな者からするとそう見えて仕方ありません。 御社のような大きい者、強い者が強引に事業を進めて行く事に対し私たちは何も言えずにただ従う事しか出来ないのでしょうか。 大きな者、強い者は何をしても良いのでしょうか。 御社のような大きい者、強い者によって強引に行われようとしているこの事業はこの宗谷地区に大きな環境破壊が起こり動物は住まいを追われ鳥は命を落としていきます。そして私たちがいつも見ていた景観までを大きく変えようとしているのです。 このことに御社の担当者は「景観は人それぞれに感じ方が違います。風車のある光景が良いと感じる人もいれば風車が無い方が良いと感じる人もいますので人それぞれです。」と発言していました。私はこれを聞いて驚くと共に呆れてしまいました。 説明者の皆さんのようにたまたま稚内に来た人はそう感じるのでしょうか。そしてその人達が携わった大きな事業でここに風車のある光景が作られる事によりその人自身の達成感と大きな自信と自慢にもなりその光景の方が良いと感じるのは当然の事でしょう。しかしここで生まれ育った人、長く住んでいる人にとっては今まで通りの風車の無い風景が当たり前であり風車のある景色に変えたいとは誰しもが思っていないと思います。 この宗谷管内はまわりを海に囲まれ国立公園・国定公園・北海道立自然公園など多くの自然に守られていて本州とは異なる宗谷独自の自然環境があります。 観光客はもちろん私もよくこの大自然にカメラを向けますがこのまま風力発電事業が進む事になりますとどこでシャッターを切っても必ず背景に風車が写ってしまうという状況になりかねません。 私はもちろん世界から来るお客さんはここに不自然に風車が写っている写真はいらないのです。 今のままの美しく壮大な自然を撮りたいのです。	

No.	意見書	事業者の見解
	また、この担当者は何万年もかけて造られてきたこの豊かな自然を壊し一生懸命に二酸化炭素を吸って生きている樹木をなぎ倒して山の中まで道路を作り多くの動物の生息域を脅かしそこに大きな穴を掘ってコンクリートを大量に流し込むという事実「後ろめたさはありません。」と断言していました。説明者5人のうち3人が何も後ろめたさはないそうです。最後に答えた2人は私たちに気遣いをしたためなのか遠回しな理屈をつけながら「後ろめたさはゼロではないです。」とだけ答えました。「ゼロではない。」と仕方なしに言っただけでこの人たちにも後ろめたさは感じないのでしょうか。と私は思いました。なぜならその言い方には心が無かったからです。先の3人の言葉を少しだけ和らげようとした身内への配慮の一言だったのかと私には感じました。 こんな心無い人たちにこの地を踏み荒らされるのかと思うと私は大きな憤りを感じるとともに悲しくなり全身の力が抜けてしまいました。 私たちはご先祖様や森の神様にどう詫びれば良いのでしょうか。 こんな人たちがこれから私たちの庭に土足で入り込んで来るのです。	
11-4	説明者は「ここは国有地です。賃料をもっと高く払っても良いのですが申し訳ないほど安い値段で借りています。」と言っていました。その賃料がいくらなのかは明かされていませんでした。 破格に安く借りたこの広大な原生林を我が土地のように使っていく事であろうこの国有地は御社の物では無いのは勿論ですがこれを管理する監督官庁及びその官僚の物でもありません。 国有地は国民の物です。その国民の声を聴かずして強引に推し進めようとするのは許されることなのでしょうか。	国有林の借用については、北海道森林管理局との協議を重ね、その結果を踏まえて検討してまいります。

No.	意見書	事業者の見解
11-5	この森の木に聴診器を当ててみてください。聴診器が無ければ片方の耳を木に直接当ててください。大地より水を吸い上げて生きている大きな音が聞こえます。そして一生懸命に二酸化炭素を吸っているのです。樹木はそこを動かないので生きているように見えませんが間違いなく生きている「ゴー」という音を中心に様々な力強い命の音が聞こえます。説明者は「ここで伐採する木を全部合わせても吸っている二酸化炭素は少しなので大した量ではありません。」と言っていました。ここで生息をする樹木が吸う二酸化炭素の量が多い少ないという問題ではないのです。 一体ここでどれ位の樹木を何本伐採する予定でしょうか。これも示されていなかったと思いますので教えてください。 何十年もこの地で生きているこの命を殺さないでください。 もう一度繰り返しますがこの樹木たちに一度聴診器を当ててください。 そしてしっかりと生きていて生命が漲る力強い音を聞いてください。 「助けて一。」と言っています。	実施設計前により、具体的な樹木の伐採本数は把握しておりませんが、規模としては本準備書 P49 のとおり、全体の改変面積（約 94.4ha）のうち、樹林が占める面積は約 56.61ha となります。
11-6	御社が大きくて強く巨大な像なら私たちは小さな小さなノミです。その巨大な像が有無も言わず強引に推し進めようとする金儲けに小さなノミは何の抵抗もできず石を投げることもすら許されないのが今の私たちの状況です。 自然破壊をしても鳥たちが死んでも地球にコンクリートを大量に流し込んでも何の後ろめたさも感じない人たちが、たった 20 年の金儲けのために「俺たちは巨大な像だぞ。」と言わんばかりに突き進むのです。私たちノミはその像の大きな足で踏みにじられるだけで何の抵抗も出来ません。 それどころかこの巨大な像の利益を補足するためにノミの私たちは賦課金という名でお金を毎月強制的に吸い上げられるのです。巨大像がお金儲けをすればするほどノミのその負担額は増やされるのです。この先御社が風車を建てる度に私たちに課せられる	経済産業省資源エネルギー庁ホームページによれば、固定価格買取制度（FIT 制度）によって買い取られた再生可能エネルギーの電気は、電気利用者が使用する電気の一部として供給されているため、電気料金の一部として再エネ賦課金を支払うことと定められております。また、再生可能エネルギーの電気が普及すれば、日本のエネルギー自給率の向上に有効であり、エネルギー自給率が向上すると、化石燃料への依存度の低下につながり、燃料価格の乱高下に伴う電気料金の変動を抑えるといった観点から、全ての電気をご利用の国民にメリットがあるものとされております。

No.	意見書	事業者の見解
	賦課金はいったいいくらになるのでしょうか。非常に大きな問題なので教えてください。 御社は大きな事業を継続し大きな利益を上げその結果社員の皆さんは私たち一般庶民や年金生活者などにはとても想像がつかないほど高額報酬を得られて豊かな生活ができています。そんな皆さんには毎月数百円の賦課金などは何とも感じないことでしょう。 でも私たち庶民の生活は毎日のように何もかもが値上がりで日に日に生活が苦しくなっています。その中での数百円というのは非常に大きなお金です。このお金の重さは皆さんには理解できないと思いますがこの小さなお金がこの先大きな負担となって私たちに重くのしかかってくる事になるのです。 大きな者、強い者が営利目的で強引に事業を進め先ほど書いた環境破壊等々を繰り返し私たちの見える風景まで大きく変えてしまいこれからも住み続ける住民の心までもが傷めつけられてしまいます。 そして成れの果てにはこの会社の利益のために私たちは強制的に毎月お金を負担させられるのです。 これはあまりにも理不尽で私たちには耐えがたい事です。 同じ事業をされるなら地元住民の声を聴き理解されてから進めるべきです。 このままでは孫子の代まで恨みと憎しみを買い少額とはいえども他人の懐に手を突っ込んで巻き上げるような事になってしまいます。私はこの先死ぬまでこのお金を取られ続けるでしょう。払うなら良いのですが取られ続けるのです。 風車を見る度にそしてそのお金が引き落とされる度に御社が目につく嫌なことだけが思い出されそれが一生続くのです。これは私だけのことではないはずです。	再生可能エネルギーの買取価格や再エネ賦課金の単価は、毎年度情勢に応じて見直され、経済産業大臣により決定されることから、適正な価格設定がなされているものと考えております。なお、利用者ごとに毎月の電力使用量が異なるため、再エネ賦課金の具体額をお示しすることはできかねます。 参考：経済産業省資源エネルギー庁 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html

No.	意見書	事業者の見解
11-7	この先御社が事業を進めるに当たって住民ともっと対話をして双方が折り合った事業展開を目指し地元の人から喜ばれ生涯尊敬される会社になって欲しいと私は切に願います。 これだけ大きな事業を課題が山積みの中で進めようとしている時に今のままでは住民への説明はゼロと言っても良いほどです。 そもそもこの説明会の開催は稚内市民と猿払村村民の何パーセントの人に周知されたのでしょうか。市民のほとんどはこの事業の有無も説明会が開催されたことも知らないと思います。 私もその後何人もの人に聞いてみましたが知っていた人は一人もいませんでした。 これで住民に説明をしました。と言えるのでしょうか。	住民説明会については、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、関係自治体である稚内市、曲渕集落、猿払村にもご相談の上、各自治体内の代表的な集会施設において、夜間に計3回開催させて頂きました。また、説明会の開催にあたっては、地元紙である北海道新聞（旭川北見版）・日刊宗谷での公告、当社ホームページでの告知に加え、北海道庁並びに関係自治体の各ホームページでの告知を行い、広くその周知に努めました。開催日については、ご意見も踏まえ参加しやすいものにすべく検討いたします。
11-8	説明会で質問しても時間がないとの理由で遮られ、御社の一方的な説明で終わってしまいました。 これでは住民に説明しました。とはとても言えません。 地元住民の殆どが何も知らないままに強引に事業を進められ気が付いた時には何万年も受け継がれたこの雄大な自然が破壊され私たちがいつも見ていた景色までもが突然変わってしまうという事はあってはならないのです。 このまま住民の声を聴かずに次へ進むという事だけはやめてください。 もっと市民及び村民に広く周知をして議論する時間を与えた後に改めて説明会を開いてください。 大きな会社が強い力で強引に進めるのだけはやめてください。 ご理解くださいますようお願い申し上げます。	住民説明会については、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、関係自治体である稚内市、曲渕集落、猿払村にもご相談の上、各自治体内の代表的な集会施設において、夜間に計3回開催させて頂きました。なお、工事前には住民の方々からのご希望等を踏まえて必要に応じて個別での説明をさせていただくことを検討しております。動植物等の自然環境や生活環境への影響については、今後、自治体や国の審査結果等も踏まえながら事業計画を検討してまいります。

日刊新聞紙等における公告

北海道新聞 (令和4年7月15日(金) 朝刊31面)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧及び意見書の提出についてお知らせいたしますので、ご覧頂きますようお願いいたします。

一、事業者の名称 株式会社道北エナジー
代表取締役 加藤 潤
事業者の所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間 1505番地19

二、対象事業の名称 種類 規模
(仮称)宗谷丘陵風力発電事業
風力発電所設置事業(陸上)
風力発電機出力 最大155,800キロワット
風力発電機の基数 最大38基

三、対象事業実施区域 北海道稚内市及び狼狽村の一部
縦覧の場所・時間 北海道稚内市、宗谷郡狼狽村
稚内市・稚内市庁舎(3階エネルギー対策課)、稚内市宗谷支所
稚内市沼川支所、稚内市立図書館
狼狽村・狼狽村役場
(いずれも開庁・開館時のみ)

四、※新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあるため、各施設の開庁・開館日時については、適宜最新の情報を確認してください。
電子縦覧は次のウェブページにて実施します。
<https://www.eurus-energy.com/assessment/41993/>
期間 令和4年7月15日(金)から
令和4年8月31日(水)まで

五、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をもちのちは、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和4年8月31日(水)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
(開始時刻より2〜3時間の開催を予定しております)
①令和4年8月8日(月)19時30分開始
稚内市 曲淵会館(稚内市声間村曲淵1412-1近く)
※稚内市曲淵簡易郵便局の斜め向かい青い流れ屋根の施設
②令和4年8月9日(火)18時30分開始
稚内市 稚内総合文化センター(稚内市中央3-13-23)
③令和4年8月10日(水)18時開始
狼狽村 狼狽村役場(宗谷郡狼狽村鬼志別西町172-1)
八、問い合わせ先
株式会社ユールスエナジーホールディングス
国内事業企画部 環境アセスメント担当
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
TEL 03(5404)5337
FAX 03(5404)5340
ヒューリック神谷町ビル7階
※報道機関の方へ広報IR部 03(5404)5340
お問い合わせ時間・土、日、祝日を除く9時15分〜12時、13時〜17時30分

日刊宗谷 (令和4年7月15日(金) 朝刊2面)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧及び意見書の提出についてお知らせいたしますので、ご覧頂きますようお願いいたします。

一、事業者の名称 株式会社道北エナジー
代表取締役 加藤 潤
事業者の所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間 1505番地19

二、対象事業の名称 種類 規模
(仮称)宗谷丘陵風力発電事業
風力発電所設置事業(陸上)
風力発電機出力 最大155,800キロワット
風力発電機の基数 最大38基

三、対象事業実施区域 北海道稚内市及び狼狽村の一部
縦覧の場所・時間 北海道稚内市、宗谷郡狼狽村
稚内市・稚内市庁舎(3階エネルギー対策課)、稚内市宗谷支所
稚内市沼川支所、稚内市立図書館
狼狽村・狼狽村役場
(いずれも開庁・開館時のみ)

四、※新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあるため、各施設の開庁・開館日時については、適宜最新の情報を確認してください。
電子縦覧は次のウェブページにて実施します。
<https://www.eurus-energy.com/assessment/41993/>
期間 令和4年7月15日(金)から
令和4年8月31日(水)まで

五、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をもちのちは、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和4年8月31日(水)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
(開始時刻より2〜3時間の開催を予定しております)
①令和4年8月8日(月)19時30分開始
稚内市 曲淵会館(稚内市声間村曲淵1412-1近く)
※稚内市曲淵簡易郵便局の斜め向かい青い流れ屋根の施設
②令和4年8月9日(火)18時30分開始
稚内市 稚内総合文化センター(稚内市中央3-13-23)
③令和4年8月10日(水)18時開始
狼狽村 狼狽村役場(宗谷郡狼狽村鬼志別西町172-1)
八、問い合わせ先
株式会社ユールスエナジーホールディングス
国内事業企画部 環境アセスメント担当
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
TEL 03(5404)5337
FAX 03(5404)5340
ヒューリック神谷町ビル7階
※報道機関の方へ広報IR部 03(5404)5340
お問い合わせ時間・土、日、祝日を除く9時15分〜12時、13時〜17時30分

(稚内市 ウェブサイト)


稚内市
Wakkanai City

文字の大きさ [拡大](#) [縮小](#) [元に戻す](#)
配色 [青](#) [黄](#) [黒](#) [標準](#)
[音声読み上げ](#)
[language](#)
[携帯サイト](#)

[サイト内検索](#)

[Google 提供](#)
[検索](#)
[サイトマップ](#)
[組織案内](#)
[サイトの使い方](#)
[お問い合わせ](#)

[くらし・手続き情報](#)
[福祉・健康・子育て](#)
[教育・文化・スポーツ](#)
[経済・産業・建設](#)
[市政情報](#)

現在のページ [稚内市役所](#) > [環境都市わっかない](#) > [環境保全・省エネルギー](#) > (仮称) 宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

[印刷する](#)

● 環境保全・省エネルギー

[\(仮称\) 宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について](#)
[環境月間について ～1人ひとりができることに取り組もう～](#)
[第2次稚内市環境基本計画 平成30年度及び令和元年度年次報告書の公表について](#)
[稚内市環境審議会について](#)
[「稚内市環境審議会」委員の公募について](#)
[稚内市一般廃棄物処理基本計画\(案\)に係るパブリックコメントの実施について](#)
[稚内市廃棄物減量等推進審議会について](#)
[パブリックコメントの募集及びその回答について](#)
[～人と地球にやさしいエコだより4～](#)
[～人と地球にやさしいエコだより3～](#)
[～人と地球にやさしいエコだより2～](#)
[～人と地球にやさしいエコだより～](#)
[第2次稚内市環境基本計画](#)
[「道の駅わっかない」電気自動車用急速充電器について](#)
[稚内市 廃棄物減量等推進員制度](#)
[「環境家計簿」を付けてみませんか](#)
[「エネルギー」のはなし\(子ども向けページ\)](#)
[資源物集回収奨励金制度](#)
[稚内環境づくり会議](#)

(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業」の環境影響評価準備書の縦覧について、以下のとおりお知らせいたします。

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 : 株式会社道北エナジー

代表者: 代表取締役 加藤 潤

所在地: 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19

【対象事業の名称、種類及び規模】

事業名称: (仮称) 宗谷丘陵風力発電事業

種類: 風力発電所設置事業(陸上)

規模: 最大155,800 kW (定格出力約4,000～5,000kWの風力発電機を最大で38基設置予定)

【対象事業実施区域の位置】

北海道稚内市及び猿払村に属する区域

【縦覧】

- 縦覧の場所及び開庁・開館日時

稚内市役所3階エネルギー対策課 (平日8:45～17:30(土、日、祝日を除く))

稚内市宗谷支所 (平日8:45～17:30(土、日、祝日を除く))

稚内市沼川支所 (平日8:45～17:30(土、日、祝日を除く))

稚内市立図書館 (火曜～金曜10:00～20:00 土日祝10:00～18:00 休館: 月曜)
- 縦覧期間

令和4年7月15日(金)～令和4年8月31日(水)
- インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて令和4年7月15日(金)～令和4年8月31日(水)までご覧いただけます。

URL: <https://www.eurus-energy.com/assessment/41993/>

お問い合わせ先

住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

事業所名: 株式会社ユーラスエナジーホールディングス東京本社

担当者名: 国内事業企画部(環境アセスメント担当)

担当者連絡先: 03-5404-5337(報道機関の方: 広報IR部 03-5404-5340)

[個人情報取り扱いについて](#)
[免責事項・著作権・リンク](#)
[アクセシビリティの方針について](#)
[ページの先頭へ戻る](#)



稚内市
稚内市役所

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号 電話 0162-23-6161
窓口業務時間(一部施設を除く) 8時45分～17時30分

[各課直通電話番号](#)
[庁舎案内](#)

Copyright © Wakkanai City All Rights Reserved.

(猿払村 ウェブサイト)

The screenshot shows the Sarufutsu Village website with a navigation bar at the top containing links for 'Life Information', 'Education & Child-rearing', 'Tourism Information', 'Regional Information', and 'Administrative Information'. Below the navigation bar is a search bar and a 'Google' logo. The main content area is titled '(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について' (Overview of the Environmental Impact Assessment Preparation Document for the (tentative) Sarufutsu Wind Power Generation Project). The text states that the document is available for public viewing based on the Environmental Impact Assessment Act. A sidebar on the right lists related topics such as 'Warming Countermeasures', 'Sarufutsu Earth Warming Countermeasures Policy News', and '3rd Sarufutsu Village Business & Industry (Earth Warming Countermeasures) Implementation Plan Review & Evaluation'.

(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法等に基づき（仮称）宗谷丘陵風力発電事業に係る環境影響評価準備書を下記のとおり縦覧しております。

記

▶ **事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地**

名 称：株式会社道北エナジー
 代表者：代表取締役 加藤 潤
 所在地：北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19

▶ **対象事業の名称、種類及び規模**

事業名称：（仮称）宗谷丘陵風力発電事業
 種類：風力発電所設置事業（陸上）
 規模：約155,800kW（定格出力4,000kW級～5,000kW級の風力発電機を38基設置）

▶ **対象事業実施区域**

北海道稚内市及び猿払村に属する区域

▶ **縦覧**

- 縦覧の場所及び開庁・閉庁日時：猿払村役場（平日8：30～17：15（土、日、祝日を除く））
- 縦覧期間：令和4年7月15日（金）～令和4年8月31日（水）
- インターネットによる公表
 事業者のホームページにおいて令和4年7月15日（金）～令和4年8月31日（水）までご覧いただけます。
 URL：<https://www.eurus-energy.com/assessment/41993/>

▶ **お問い合わせ先**

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
 事業所名：株式会社ユーラスエナジーホールディングス東京本社
 担当者名：国内事業企画部（環境アセスメント担当）
 担当者連絡先：03-5404-5337（報道機関の方：広報IR部 03-5404-5340）

(株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

2022.07.14 更新

(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業に係る環境影響評価準備書の公表、縦覧について

TOP / 環境影響評価 / (仮称) 宗谷丘陵風力発電事業

令和4年 7月15日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社が設立する株式会社道北エナジーは、令和4年7月15日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事及び稚内市長、猿払村長に送付しました。

準備書及び要約書を環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

一 計画概要

対象事業の名称	(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業(陸上)
対象事業の規模	発電所出力 最大155,800 kW (定格出力約4,000～5,000kWの風力発電機を最大で38基設置予定)
事業実施想定区域	北海道稚内市及び猿払村に属する区域

一 縦覧について

縦覧の場所	北海道宗谷総合振興局(平日8:45～17:30(土、日、祝日を除く)) 稚内市役所3階エネルギー対策課(平日8:45～17:30(土、日、祝日を除く)) 稚内市宗谷支所(平日8:45～17:30(土、日、祝日を除く)) 稚内市沼川支所(平日8:45～17:30(土、日、祝日を除く)) 稚内市立図書館(火曜～金曜10:00～20:00 土日祝10:00～18:00 休館:月曜) 猿払村役場(平日8:30～17:15(土、日、祝日を除く))
縦覧期間	令和4年7月15日(金)から 8月31日(水)まで
縦覧時間	各施設の開館開庁時に準じます。
電子縦覧	当ページにて電子縦覧を実施いたします。 (https://www.eurus-energy.com/assessment/41993/)

意見書の提出について

提出方法	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間	令和4年7月15日（金）から令和4年8月31日（水）まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式	（仮称）宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について

（仮称）宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書



住民説明会の開催について（開始時刻から2～3時間の開催を予定しております）

- ①令和4年8月8日（月）19時30分開始
場所（稚内市）： 曲淵会館（稚内市声間村曲淵1 4 1 2 - 1 近く）※稚内曲淵簡易郵便局の斜め向かい青い片流れ屋根の施設
- ②令和4年8月9日（火）18時30分開始
場所（稚内市）： 稚内総合文化センター（稚内市中央3 - 1 3 - 2 3）
- ③令和4年8月10日（水）18時開始
場所（猿払村）： 猿払村役場（宗谷郡猿払村鬼志別西町1 7 2 - 1）

※全会場ともに、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ご来場時にはマスクのご着用をお願いします。

お問い合わせ

住所	株式会社ユーラスエナジーホールディングス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
担当	国内事業企画部（環境アセスメント担当）
電話番号	03-5404-5337 （報道機関の方：広報IR部 03-5404-5340）
お問い合わせ時間	土、日、祝日を除く 9:15～12:00、13:00～17:30

